

当面講ずべき施策

別表

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現					
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う輸送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応					
○ 輸送安全マネジメント評価を通じ、感染症に係る事業者の取組を確認し必要に応じて助言等を実施	○	○	○ 地方局評価の実施時に以下の点について重点的に確認する。(関東運輸局) ・各事業者団体が策定する「感染症対策ガイドライン」に基づいた対策が実施されているか ・旅客運送事業者については利用者が安心して利用できる工夫がなされているか	【関東運輸局・NASVA】 ○ 輸送安全マネジメント評価の実施時に事業者における感染症対策の取組状況を確認。(令和3年度輸送安全マネジメント評価実施件数、バス67件(中小貸切バス評価含む)、トラック5件) ・多くの事業者において各事業者団体が策定した「感染症対策ガイドライン」を活用するとともに、感染者発生時の対応方針を盛り込んだ自社独自の対応要領を策定し、感染症予防対策に努めていた。 ・旅客事業者では感染予防対策として、運転席周りの仕切り板の設置、車内コーティングなど各々工夫して取り組んでいることが確認できた。	○ 地方局評価の実施時に以下点について重点的に確認する。 ・各事業者団体が策定する「感染症対策ガイドライン」に基づいた対策が実施されているか ・旅客運送事業者については利用者が安心して利用できる工夫がなされているか
○ 非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施	○	○	○ 社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでいるところ。今後これらの技術が運行管理等に活用することが考えられるため、必要に応じて実証実験等に参画していく。(関東運輸局)	○ 本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、遠隔点呼や自動点呼等の情報収集を行うとともに、実施要領作成時に積極的に意見を述べた。(検討会4回、ワーキング5回)	○ 「自動点呼」及び「運行指示者の一元化」について、本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、情報収集を行う。 ○ 感染症予防の観点及び運行管理者の質の向上による安全性の向上、労働生産性の向上等を実現できる可能性のある遠隔点呼の申請を令和4年4月から開始するとともに、導入に関する相談等支援を行っていく。
○ 高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の対象拡大を検討	○	○	○ 令和2年度に、バス・タクシーの経営環境の現状と地域公共交通の維持には利用促進が不可欠であること、利用にあたって車内換気の安全性を含めて利用者に向けたプレスリリースを3回実施。令和3年度においても引き続き車内換気の安全性と併せた周知を実施する。(関東運輸局)	○ 令和2年度補正、令和3年度当初予算において、これまで車内換気などの感染症対策費補助として、管内のバス事業において延べ997事業者、タクシー事業において延べ792事業者へ交付決定することで、感染症対策の促進を図ってきたところ。 ○ 利用促進について、令和3年度においても2回実施。バス・タクシーを巡る厳しい経営環境や実施している感染予防対策などの事実関係を伝え、また、令和3年末のコロナの感染状況が小康状態となる中で、バス・タクシーが補助制度を活用しつつ感染症対策を実施し、ニューノーマルへの対応を進めてきたこと、感染症対策を施したオリンピック・パラリンピック関係者輸送においても新たな感染が生じなかったことを伝えることで、安心して利用頂くこと周知。	○ バス利用者に向けて、車内換気の安全性の周知を図る。
○ 自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討	○	○	○ 適性診断のオンラインカウンセリングを検討し、感染症拡大防止対策の推進を図る。(NASVA)	○ オンラインカウンセリングの実施に向けた検討に着手。(NASVA)	○ 適性診断のオンラインカウンセリングを検討し、感染症拡大防止対策の推進を図る。(NASVA)
○ 適性診断のオンラインカウンセリングの実施による感染症拡大防止対策の推進	○	○	○ 指導講習の動画配信方式を実施し、感染症拡大防止対策を推進する。(NASVA)	○ 動画配信方式も含めた指導講習を開催し、感染拡大防止対策を推進した。(NASVA)	○ 著しく需要が減少し影響を受けていた貸切バスについて、需要回復期に向けて安全に事業を実施していただくよう、運行管理者を対象とした事業者講習会を動画を活用した非対面式を主体として実施する。(関東運輸局) ○ 指導講習の動画配信方式を実施し、感染症拡大防止対策を推進する。(NASVA)
○ 指導講習のリモート方式の実施による感染症拡大防止対策の推進	○	○	○ 「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の周知徹底	【バス業界】 ○ 「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン改訂版ハンドブック」を作成し、協会事業者の乗務員に配布し携帯させることで、感染予防対策の徹底を図った。 ○ 関東地区バス保安対策協議会委員総会において、東京医科大学感染症医師を招聘し、「バス事業者におけるコロナ感染防止対策」について講演を実施し、オミクロン株感染防止の徹底に努めた。	○ 「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、消毒等の感染予防対策を徹底する。 ○ 必要により「バスにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(ハンドブック)」を改訂し、活用することにより感染予防対策を徹底する。
○ 車内の座席、つり革、手すり等の消毒の徹底	○	○	○ 乗務員は運転中はマスクの着用を徹底し、常時、車内の換気を行う。	○ 事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレット等、乗務員や不特定多数が頻りに触れる箇所について消毒を徹底したが、感染拡大防止のためには、更なる消毒等の対策が必要である。	○ 事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレット等、乗務員や不特定多数が頻りに触れる箇所について消毒を徹底する。
○ マスクの着用、時差出勤、車内換気の周知の徹底	○	○	○ 対面により運転者に対して点呼を行う際は、適切な距離を保ち、点呼時は、運行管理者と運転者の間にアクリル板や透明ビニール等を設置し換気を徹底することにより「三密」を避ける取組を行う。	○ 乗務員は運転中はマスクの着用を徹底し、常時、車内換気を徹底した。	○ 乗務員は運転中はマスクの着用を徹底し、常時、車内の換気を行う。
○ 対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底	○	○	○ 対面により運転者に対して点呼を行う際は、適切な距離を保ち、点呼時は、運行管理者と運転者の間にアクリル板や透明ビニール等を設置し換気を徹底することにより「三密」を避ける取組を行う。	○ 対面点呼を行う際は、適切な距離を保ち、点呼時は、運行管理者と運転者の間にアクリル板や透明ビニール等を設置し換気を徹底することにより「三密」を避ける取組を行い、感染防止対策が徹底された。	○ 対面により運転者に対して点呼を行う際は、適切な距離を保ち、点呼時は、運行管理者と運転者の間にアクリル板や透明ビニール等を設置し換気を徹底することにより「三密」を避ける取組を行う。
○ 運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底	○	○	○ 旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び手洗いの励行等感染防止対策を徹底すること、時差出勤の推奨、会話を控えること等を呼びかけるよう周知	○ バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に手指消毒をお願いするとともに、時差出勤の推奨、会話を控えること等の呼びかけを周知徹底した。	○ バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に手指消毒をお願いする。また、時差出勤の推奨、会話を控えること等の呼びかけを周知徹底する。
○ 高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の導入を推奨	○	○	○ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。また、乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。	○ 高度な点呼機器の活用によるIT点呼(遠隔点呼)の導入を推奨した。	○ 令和4年4月から遠隔点呼の申請が始まったことから、会員各社に遠隔点呼実施要領等を周知し導入を推奨する。
○ 換気改善装置の導入促進及びバスを安心して利用して頂く車内換気等の啓発	○	○	○ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。また、乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。	○ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮した。また、お客様に窓開けのご協力のアナウンスを行い、感染防止対策の協力をお願いした。 ○ バスは換気性能に優れた安全・安心な乗り物であることをPRする動画を作成し、日バスHPや貸切バスサイネージ等で放映して啓発した。	○ エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うとともに、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用することができるように配慮する。また、乗客の降車後に、窓を開けて換気する等の車内換気に努める。 ○ 引き続き安全安心な乗り物であることを様々なツールを使って啓発をする。

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
<b>【タクシー業界】</b>					
○エッセンシャルワーカーとして、公共交通を維持するため「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底		○ ○	○「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえて、全タクシー連作のガイドラインなど関連資料について、昨年に引き続き各社へ周知徹底を図るとともに感染状況の変動に左右されることなく、注意喚起していく。(法人タクシー) ○「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の周知徹底を図る。(個人タクシー)	○令和2年5月初版の全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」については、令和3年11月に第3版の改正があり、その都度会員各社あて周知するとともに、様々な会合においても本ガイドラインの徹底について周知に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等を踏まえ、事業所において、時差出勤や従業員の体温測定、飛沫感性防止対策などのあらゆる感染防止対策を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の改定を(令和3年11月1日)行い事業者へ周知徹底を図った。(個人タクシー)	○全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」など関連資料について、引き続き各社へ周知徹底を図るとともに、感染状況の変動に左右されることなく、注意喚起していく。(法人タクシー) ○「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の周知徹底を図る。(個人タクシー)
○マスクや手袋の着用、車内換気の周知の徹底		○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、空車時もマスク着用について引き続き周知を徹底する。(法人タクシー) ○運行中のマスク着用、エアコン等による外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気の徹底を周知する。(個人タクシー)	○令和2年5月初版の全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」については、令和3年11月に第3版の改正があり、その都度会員各社あて周知するとともに、様々な会合においても本ガイドラインの徹底について周知に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等を踏まえ、乗務員のマスク着用の徹底、車内喚起などの対策を講じ、感染予防対策を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の改定時に感染予防チェックリスト作成し走行中に関する項目を設け周知徹底を図った。(個人タクシー)	○全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」などを踏まえ、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、空車時も含めたマスク着用について、引き続き周知を徹底する。(法人タクシー) ○運行中のマスク着用、エアコン等による外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気の徹底を周知する。(個人タクシー)
○乗客降車後の車内消毒の徹底		○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、液体の消毒液が配線に悪影響を与えるとのメーカーからの注意喚起も含め、清潔な車内の維持管理を周知していく。(法人タクシー) ○車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーンなど、乗客が頻繁に触れる箇所については、特にこまめな消毒を行うなど、車内清掃の徹底に努める。(個人タクシー)	○令和2年5月初版の全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」については、令和3年11月に第3版の改正があり、その都度会員各社あて周知するとともに、様々な会合においても本ガイドラインの徹底について周知に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等を踏まえ、乗客が安心して利用できるように、乗客の降車後の喚起の徹底、運賃受渡し等における手袋の着用など直接の接触を減らすとともに、降車後の車内消毒の実施などを行い感染予防対策を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の改定時に感染予防チェックリスト作成し車内消毒に関する項目を設け周知徹底を図った。(個人タクシー)	○全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえ、各社乗務員教育の中で感染症対策を徹底するとともに、清潔な車内の維持管理を周知していく。(法人タクシー) ○車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーンなど、乗客が頻繁に触れる箇所については、特にこまめな消毒を行うなど、車内清掃の徹底に努める。(個人タクシー)
○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底		○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、改めて「3密」を避けることに取り組む重要性を徹底するとともに、前後左右の距離・間隔を保持するほか、アクリル板等の設置を励行し、「三密」防止を徹底する。(法人タクシー)	○令和2年5月初版の全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」については、令和3年11月に第3版の改正があり、その都度会員各社あて周知するとともに、様々な会合においても本ガイドラインの徹底について周知に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等を踏まえ、三密の防止対策として、乗務員のマスク着用の徹底、車内喚起、アクリル板の設置などの感染防止対策を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえ、改めて「3密」を避けることに取り組む重要性を徹底するとともに、前後左右の距離・間隔を保持するほか、アクリル板等の設置を励行し、「三密」防止を徹底する。(法人タクシー)
○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底		○	○「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえて、運行管理者、事務職員等、乗務員以外の職員に対し、自身及び事業所内の感染防止に細心の注意を払うよう指導を継続する。(法人タクシー)	○令和2年5月初版の全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」については、令和3年11月に第3版の改正があり、その都度会員各社あて周知するとともに、様々な会合においても本ガイドラインの徹底について周知に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等を踏まえ、点呼の実施などの際には、適切な距離を保ち、また、アクリル板やビニールカーテンなどを設置し、三密の防止対策を実施した。また、疲労、疾病の報告及び発熱、咳当の症状に報告とともに、体温測定を実施、さらに手洗いの徹底を実施し感染予防対策を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○全タクシー連作の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を踏まえ、運行管理者、事務職員等、乗務員以外の職員に対し、自身及び事業所内の感染防止に細心の注意を払うよう指導を継続する。(法人タクシー)
○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び可能な限り助手席への乗車を避けることなどを要請するステッカーを貼付等し周知		○ ○	○各協会において、利用者向けに車内貼付するステッカーの作成や、プレスリリース等により、周知に努めるとともに、乗客に対する利用時の留意事項を乗り場での文書掲示、車体へのステッカーの貼付、ホームページへの掲載により、広く広報する。(法人タクシー) ○乗車時のマスク着用、会話は控えめ、可能な限り後部座席への乗車、窓開け換気について口頭要請又はステッカー貼付等により、乗客に対し感染拡大防止の理解と協力を求める。(個人タクシー)	○各協会において作成した利用者向けの感染防止対策ステッカーを車内に貼付するとともに、プレスリリースやホームページへの掲載等を活用した広報に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等を踏まえ、三密の防止対策として、乗務員のマスク着用の徹底、車内喚起、アクリル板の設置などの感染予防対策を行うとともに、感染予防対策についてチラシの掲示・配布、ホームページの掲載するなど利用者等へ理解、協力を求め、感染防止対策を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○乗車時のマスク着用、会話は控えめ、可能な限り後部座席への乗車、窓開け換気について口頭要請を行うとともにチェックリストによる確認を行うなど乗客に対し感染拡大防止の理解と協力を求めた。(個人タクシー)	○利用者向けに車内貼付するステッカーの作成や、プレスリリース等により、周知に努めるとともに、乗客に対する利用時の留意事項を乗り場での文書掲示、車体へのステッカーの貼付、ホームページへの掲載により、広く広報する。(法人タクシー) ○乗車時のマスク着用、会話は控えめ、可能な限り後部座席への乗車、窓開け換気について口頭要請又はステッカー貼付等により、乗客に対し感染拡大防止の理解と協力を求める。(個人タクシー)
<b>【トラック業界】</b>					
○「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、荷物の受け渡し、荷役等におけるマスクや手袋着用、及び荷積み前や荷卸し後の車内及び資器材の消毒の周知徹底		○ ○	○HPIに新型コロナウイルスに係る情報特設コーナーの設置や協会機関紙により周知徹底を図る。	○HPIに新型コロナウイルスに係る情報特設コーナーの設置、協会機関紙に感染予防対策マニュアルを同封するなど周知徹底を図った。	○HPIに新型コロナウイルスに係る情報特設コーナーの設置や必要に応じ協会機関紙に感染防止に係る周知を継続する。
○トラック運送事業における取引環境・労働時間改善協議会での検討などにより、物流の効率化に向けた生産性の向上、労働時間の改善を推進(具体例：納品書の電子化(ペーパーレス)、宅配便荷物の宅配ボックスの活用や置き配など、新しい生活様式に順応した配送業務の効率化)		○ ○	○ムリ、ムダ、ムラを排除するため、生産性向上に主眼を置いた配車管理システム等の導入に向けたDXについて取り組む。	○評価検証中	○ムリ、ムダ、ムラを排除するため、生産性向上に主眼を置いた配車管理システム等の導入に向けたDXについて取り組む。

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(2)人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進	<p>○「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に盛り込まれた施策の推進</p> <p>○「ホワイト物流」推進運動の展開</p> <p>○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の推進</p> <p>○標準的な運賃の浸透など改正貨物自動車運送事業法の取組の推進</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○【バス、タクシー】労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成に資する、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」における88の施策について、「直ちにに取り組む施策」とされた施策と併せて、その他の施策についても実施可能な施策を随時推進する。</p> <p>○【トラック】「ホワイト物流」の推進、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」を通じて、労働生産性の向上、人材の確保育成、取引環境の適正化に繋がるよう取組を推進する。</p> <p>○運送事業者や荷主等で構成される地方協議会の場を活用し、取引環境と長時間労働の改善に向けた品目別ガイドラインの活用や「ホワイト物流」の推進により、生産性の向上・物流の効率化を図る。</p> <p>○【バス、タクシー】令和2年に創設された「働きやすい職場認証制度」の事業者の認証取得を促進する。</p> <p>○【バス】イベントの場を活用し、認証取得事業者と求職者のマッチング支援等を実施する。</p> <p>○【バス、タクシー、トラック】令和2年度の働きやすい職場認証制度の申請で「1つ星」を取得した運送事業者が、求職者の運送事業に対するイメージ刷新を図り、運転者への就職を促すようすることで、次年度以降も新たな申請者が増加する取組となるよう地方協議会等の場も活用しながら推進する。</p> <p>○荷主団体・荷主企業に対する周知・啓発、各種会議や行事等をおいての周知・啓発を行う。また、定期的に届出の状況を把握する。</p>	<p>【関東運輸局】</p> <p>○バス運転手の人材確保に向けた、リッツMC(株)主催のバス運転手求人イベント「どらなび EXPO2021」に参画。「働きやすい職場認証制度」について参加事業者に向けて案内。</p> <p>タクシーの生産性向上として、利用者の利便性の向上がなされ、新たなタクシー需要を喚起することにより、経営改善に資する「相乗りサービス」の運用が令和3年11月より開始。</p> <p>バス・タクシーの人材確保に向け、管内支局の支局長等による高校訪問を訪問86件、コロナ禍における資料送付を21件実施</p> <p>○地方協議会の場を活用し、当該協議会の委員の運送事業者やその団体及び荷主企業やその団体などに対して、ホワイト物流推進運動、働きやすい職場認証制度、標準的な運賃の周知を行った。</p> <p>○地方協議会の場を活用し、当該協議会の委員の運送事業者やその団体及び荷主企業やその団体などに対して、品目別ガイドラインやホワイト物流推進運動に関する更なる周知を行った。</p> <p>○ホワイト物流推進運動の推奨項目の「異常気象時等の運行の中止・中断等」に関しては、本省との連携を通じ、昨年度(2020年度)の「大雪等異常気象における輸送の安全確保に向けたご理解とご協力のお願い」の文書発出に続き、農林水産省や経済産業省とともに荷主団体に宛て、「梅雨期及び台風期における輸送の安全の確保に向けたご理解とご協力のお願い」の文書を出した。上記の2つのお願い文書については、地方協議会の場を通じて、運送事業者や荷主の団体及び個社に対して周知を行った。また、2021～2022の冬期においては、安全防災・危機管理課や保安・環境課と連携し、大雪に関する記者発表を行うとともに、運送事業者団体へはメールにて個別にその旨の周知を行った。</p> <p>○ホワイト物流推進運動の推奨項目の「引越時期の分散への協力」に関しては、本省と連携し、運輸局や運輸支局等へのポスターの掲示やリーフレットの設置を行うとともに、関東地方整備局及び道の駅、管内の地方自治体(都県、市区町村)にリーフレットの設置などの協力の依頼を行った。また、地方協議会の委員となっている荷主団体等に対して、各運輸支局を通じて更なる周知を行った。</p> <p>○上記の各種の情報については、適宜、関東運輸局のホームページへ掲載することにより周知を行った。</p> <p>○令和4年1月末時点関東管内賛同企業者数…496者(令和2年12月末時点関東管内賛同企業者数…425者)</p> <p>○令和3年度における、第二回の認証取得募集に際し、事業者団体宛てに認証取得に向けた案内を発送。</p> <p>○令和3年7月3日、11月27日にリッツMC(株)主催のバス運転手求人イベント「どらなび EXPO2021」に参画。「働きやすい職場認証制度」について参加事業者に向けて案内。</p> <p>○令和3年5月に厚労省から各都道府県労働局(ハローワーク)に働きやすい職場認証制度の認証事業者のマッチング支援を促す文書が発出されたことについて、認証取得事業者のインセンティブとして事業者団体を通じて周知</p> <p>○地方協議会の場を活用し、当該協議会の委員の運送事業者やその団体及び荷主企業やその団体などに対して、標準的な運賃に関する周知・啓発を行った。</p> <p>○トラック協会非会員事業者に対しても標準的な運賃の周知が行うことができるように、非会員事業者とも接触の機会を持つ、運行管理者や整備管理者に係る講習や研修、地方貨物自動車運送適正化実施機関の巡回指導を活用すべく、自動車技術安全部保安・環境課、各運輸支局保安担当、独立行政法人自動車事故対策機構の関東管内の各支所、各都県の地方貨物自動車運送適正化実施機関の協力のもと、それぞれの場における周知体制の構築を行い、一部においては、実際に周知するに至った。</p> <p>○本省と全ト協との連携で、荷主団体に宛てに、標準的な運賃に関する内容の記載もなされている「燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入(お祝い)」の文書を出し、また、荷主向けの専門紙(16紙)の新聞紙面への広告やYahoo!JAPANページにおいてバナーによるインターネット広告を掲載しているが、その文書発出及び広告の情報について地方協議会へ展開を行い、地方協議会における周知のツールを増やすことに寄与した。</p> <p>○月1回を届出を集計を怠りなく行い、提出状況の把握に努めた。</p> <p>○令和4年2月末時点関東管内届出状況:届出数…3,273件、届出率…18.1%(令和3年3月末時点関東管内届出状況:届出数…801件、届出率…4.4%)</p>	<p>○【バス、タクシー】労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成に資する、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」における88の施策について、「直ちにに取り組む施策」とされた施策と併せて、その他の施策についても実施可能な施策を随時推進する。</p> <p>○【トラック】「ホワイト物流」の推進、「働きやすい職場認証制度」、「標準的な運賃」を通じて、労働生産性の向上、人材の確保育成、取引環境の適正化に繋がるよう取組を推進する。</p> <p>○運送事業者や荷主等で構成される地方協議会の場を活用し、取引環境と長時間労働の改善に向けた品目別ガイドラインの活用や「ホワイト物流」の推進により、生産性の向上・物流の効率化を図る。</p> <p>○【バス、タクシー、トラック】認証制度募集時等における認証取得促進の周知を実施する。</p> <p>○【バス】バス運転手求人イベント等において求職者を含めて周知を実施する。</p> <p>○【トラック】認証実施団体「日本海事協会」との情報交換により、新たに生じたインセンティブの周知を実施する。</p> <p>○地方協議会の場を活用し、標準的な運賃の周知・啓発を行う。</p> <p>○構築した運行管理者や整備管理者に係る講習や研修、地方貨物自動車運送適正化実施機関の巡回指導の際における周知体制を活用して、トラック協会非会員事業者に対しても、標準的な運賃の周知を行う。</p> <p>○定期的に届出数の集計を行い、提出状況の把握を行う。</p>
	<p>○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」(厚生労働省委託事業)を活用し、バス会社への就職を支援(令和4年度まで)</p> <p>○「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の推進</p> <p>○運行管理業務の受委託や短期出向を受け入れ等での労働力の確保</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」のバス事業者の活用について、日本バス協会との連携を密にして、所要の情報提供、連絡調整に努める。</p> <p>○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努める。</p> <p>○コロナ禍により、多くの業種で雇用の流動化が起きており、これを人材確保の好機と捉え「在籍型出向支援制度」の活用等、所要の情報収集、提供に努める。</p>	<p>【バス業界】</p> <p>○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」のバス事業者の活用について、日本バス協会との連携を密にして、所要の情報提供、連絡調整に努めた。</p> <p>○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努めた。</p> <p>○コロナ禍により、多くの業種で雇用の流動化が起きており、これを人材確保の好機と捉え「在籍型出向支援制度」の活用等、所要の情報収集、提供に努めた。</p>	<p>○「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」のバス事業者の活用について、日本バス協会との連携を密にして、所要の情報提供、連絡調整に努める。</p> <p>○時間外労働時間の基準の達成に向けて、先進的な取組事例に係る情報収集及び提供等に努める。</p> <p>○コロナ禍により、多くの業種で雇用の流動化が起きており、これを人材確保の好機と捉え「在籍型出向支援制度」の活用等、所要の情報収集、提供に努める。</p>

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
			<p>○各協会において、全タク連作成の「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、プランの目標達成や関係法律施行に適切に対応していくため、各社へ情報提供と協力依頼を引き続き継続するとともに厚労省と連携し、通達・事務連絡・資料等を発出し、事業者に周知する。(法人タクシー)</p>	<p>【タクシー業界】</p> <p>○全タク連作成の「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、労働関係法令等の進捗状況も含め会員各社への情報提供に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○順次施行されている働き方改革関連法についての周知に加え、直面する労務問題に会員会社が的確に対応できるようタクシー事業に関連した実務的な200問のQ&amp;A集を発刊・配布し、本書をテキストとした説明会を開催するなど会員各社の労務管理のレベルアップを図った。また、改善基準告示の見直しに当たり、審議状況について適宜情報提供を行った。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p>	<p>○全タク連作成の「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づく、労働関係法令等について会員事業者への周知徹底に努める。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○働き方改革関連法による法改正の施行等を含む労務管理の改善について、Q&amp;A集をテキストとして説明会を開催し、会員各社の労務管理のレベルアップを図る。また、今後、予定されている法改正等については、必要な情報を分かりやすく提供し、会員各社の理解の促進を図る。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p>
			<p>○タクシー業界における「働きやすい職場認証制度」の本制度を理解を深めるため、会員へ向けてアンケート、Q&amp;Aの作成や説明会を実施し、制度の周知を図るとともに、前年に会員の半数が認証されたことから、事業者に対して認証制度のメリットを理解させたうえ、引き続き申請していない会員に働きかけ、全会員の認証を目指す。その他、ハローワークとの連携や、求人ポータルサイトの立ち上げなどにより、人材確保に向けた取組を推進する。(法人タクシー)</p>	<p>○タクシー業界における「働きやすい職場認証制度」については、関東管内約1,400事業者のうち、500社を超える事業者が一つ星の認証を取得している状況であることから、各協会においては説明会等を通じた制度の周知に加え、制度のメリットを理解させるなどの取り組みに努めた。また、人材確保に対する神奈川県タクシー協会の取組については、協会ホームページに若手ドライバーのイメージ動画を掲載し、求人ポータルサイトへの導線強化に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○「働きやすい職場認証制度」に係るアンケートの実施、Q&amp;Aの作成及び説明会の開催等により、昨年度、東京では255事業所が一つ星認証を取得し、会員各社には、次の点について周知を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p> <p>○採用活動における認証取得のPR推進(東京ハイヤー・タクシー協会)</p> <p>○厚労省からハローワークへの通達(認証事業者からの求人の積極的な周知等)</p> <p>また、認証未取得の会員については、2021年度一つ星申請受付について周知を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p>	<p>○「働きやすい職場認証制度」の一つ星を全事業者が取得することを旨とするともに、認証制度をはじめ様々な取組を推進し人材確保の強化を図る。(法人タクシー)</p>
			<p>○各協会において当該事業による資格取得者を就職説明会等へ各社への本事業内容の周知、ハローワーク求人票の登録や職場見学会等を実施し、引き続き事業の周知を図るとともに、事業者に補助金制度を理解させ、これを有効活用させるとともに、個々の職場においてタクシー乗務員の魅力を習得希望者に伝え、資格取得後も就職するよう努力する。(法人タクシー)</p>	<p>○厚労省の委託事業である「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」については、当協会においても2種免許の取得後もしくは取得見込み者に対して職場見学を実施し、数名の就職希望者が雇用契約を締結した。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○当該事業のパンフレットを会員各社に配布して周知を図るとともに、訓練生からのタクシー会社での職場見学の要望について、会員各社と調整し、25社において職場見学を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p>	<p>○各協会において、当該事業による資格取得者を就職説明会等へ、各社への本事業内容の周知、ハローワーク求人票の登録や職場見学会等を実施し、引き続き事業の周知を図るとともに、事業者に補助金制度を理解させ、これを有効活用させるとともに、個々の職場においてタクシー乗務員の魅力を習得希望者に伝え、資格取得後も就職するよう努力する。(法人タクシー)</p>
			<p>○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」に沿った高齢者の活用推進</p>	<p>○労働力不足の中、高齢労働者の活用については、事業継続において必要不可欠となっており、会員各社が雇用継続等も含め、引き続き運転技術の見極めや、健康状態の把握に努めている。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○「同ガイドライン」の活用について、労務委員会事業計画に定めるなど周知の徹底を図るとともに、当年度施行の改正高齢者雇用安定法による70歳までの就業機会確保等について周知を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p>	<p>○「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」の趣旨に沿った高齢乗務員の活用について、各社へ理解を深めてもらうよう引き続き周知を図るとともに、引き続き、運転技術の見極めと健康状態の確認を適性に行い、雇用の維持を図る。(法人タクシー)</p>
			<p>○就職氷河期世代向けの「短期資格等習得コース事業」を展開するほか、トラック運送事業の輸送力確保のため、人材確保セミナー(若年・女性運転者・高齢者確保)の全国展開や、インターンシップ受け入れ企業の登録サイトの充実を図るとともに、インターンシップ導入促進支援事業、人材確保支援助成事業、準中型免許取得助成事業を実施</p>	<p>【トラック業界】</p> <p>○運転免許取得助成は、いずれも予算額を超過するなど人材確保に相当の成果があった。</p>	<p>○運転免許取得助成は、引き続きトラックの乗務に必要な全種類の運転免許について助成事業を継続して行い、人材確保に努める。</p>
			<p>○「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」等を活用し、荷主の協力も得て働き方改革を推進するとともに、標準貨物自動車運送約款(国土交通省告示)により、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に收受できる環境を整備</p>	<p>○セミナーの開催の他、複数又は単独支部で「標準的な運賃」に係る勉強会を開催した。</p>	<p>○セミナーを開催し、標準貨物自動車運送約款、「標準的な運賃」や荷主に対する交渉術を学ぶ環境を整備するとともに、更なる「標準的な運賃」への変更届出の促進を図るため、支部会員の届出状況を把握し、支部に対し積極的な取り組みを要請する。</p>

取り組むべき課題	施策	行：事：利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(3)激甚化・頻発化する災害への対応	○運輸安全マネジメント評価の一環として、事業者の自然災害への取組に対する評価・助言等を行い、事業者の自然災害対応能力(防災+事業継続)の向上を促進	○	○地方局評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」に則り以下の点について対策がなされているか確認する。 Ⅰ. 自然災害の種類と程度の想定(リスク評価) Ⅱ. 経営トップによる判断 Ⅲ. 1 平時の備え(PLAN) Ⅳ. 2 平時の備え(DO) Ⅴ. 「顔の見える関係」の構築 Ⅵ. マネジメントレビュー(CHECK、ACT)	【関東運輸局】 ○運輸安全マネジメント評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」の概要を説明するとともに、事業者における自然災害による被害の想定、平時の備えの状況を中心に確認。 (令和3年度運輸安全マネジメント評価実施件数、バス67件(中小貸切バス評価含む)、トラック5件)基本方針、タイムラインの作成状況を確認の上、ハザードマップ等を活用した被害想定や対応訓練の実施などについて説明し対応能力の向上の促進を図った。	○地方局評価の実施時に「運輸防災マネジメント指針」に則り以下の点について対策がなされているか確認する。 1. 自然災害の種類と程度の想定(リスク評価) 2. 経営トップによる判断 3. Ⅰ 平時の備え(PLAN) Ⅱ 平時の備え(DO) 4. 「顔の見える関係」の構築 5. マネジメントレビュー(CHECK、ACT)
	○事業者の防災力を高め、発災時においても業務を継続し、円滑にヒト・モノの輸送を実施できる体制の構築	○	○運輸防災ワークショップを開催し体制の構築をはかる。	○7月及び8月に運輸防災セミナー＆ワークショップを3回開催し、発災時等の体制の構築をはかった。	○運輸防災ワークショップを開催を予定しており、体制の構築をはかる。
	○台風・大雪等の異常気象時における輸送の目安の周知等、安全性向上を促進	○	○運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。	○7月及び8月に開催した運輸防災セミナー＆ワークショップで運輸防災マネジメントについてのセミナーも開催し、異常気象時の安全性向上の促進をはかった。 また、想定される異常気象等の事前情報を記者発表やプレスリリースにて事業者への情報発信をおこなっている。	○運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。
	○ガイドラインセミナーにおける「運輸防災マネジメント指針」の紹介	○	○運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。	○7月及び8月に開催した運輸防災セミナー＆ワークショップで運輸防災マネジメントについてのセミナーも開催し、異常気象時の安全性向上の促進をはかった。	○運輸防災マネジメントの運輸事業者への普及啓発を強化するため運輸防災ワークショップと連携したセミナー開催を予定している。
○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みの推進	○	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努める。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の対応を通じ、水害対策を展開する。	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努めた。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練を2回実施するとともに、内閣府に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」に参画した。	○「大規模災害基本対応マニュアル」「大地震発生時の初動マニュアル」の周知に努める。関東防災連絡会の大規模洪水想定に基づく情報共有訓練、内閣府に設置された「首都圏における大規模水害広域避難検討会」の対応を通じ、水害対策を展開する。	
	○「運輸防災マネジメント指針」の周知、及び同指針の活用による事業者の自然災害への状況に応じた対応力の向上及び輸送の安全確保を図る取組みの推進	○	○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結の推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。特に、風水害発生時の運行継続の可否に関する統一的な基準を確立し、ゲリラ豪雨に遭遇した際の個々の乗務員の判断による避難基準、車内からの脱出方法等の要領を定めて各社へ周知する。(法人タクシー) ○各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務等の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。(個人タクシー)	○令和3年度中を協定締結期間(以降1年毎に更新)として、横浜市と「災害時におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定」を締結。その他、平成30年8月に県協会として災害対策基本法に規定する指定地方公共機関の指定を受け、令和2年2月には、神奈川県と「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結済。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○「運輸防災マネジメント指針」に沿い、風水害に特化した「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」として、当協会の方針を策定し会員各社へ周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○現在、4都県で20の自治体と災害時緊急輸送等の協定を締結中、今後要請に応じ締結を行う。(個人タクシー)	○「運輸防災マネジメント指針」の周知徹底及び関係自治体との災害協定等の締結の推進するとともに、震災発生時の交通規制、復旧・救助作業等へのタクシー業界の関与を周知する。特に、風水害発生時の運行継続の可否に関する統一的な基準を確立し、ゲリラ豪雨に遭遇した際の個々の乗務員の判断による避難基準、車内からの脱出方法等の要領を定めて各社へ周知する。(法人タクシー) ○各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務等の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時等に円滑な緊急輸送に協力する。(個人タクシー)
○「運輸防災マネジメント指針」の周知を図り、各事業者の自然災害対応への取組み(防災と事業継続)を促進することにより防災体制の構築と実践を推進	○	○「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーを開催し、積極的な周知促進を図る。	○「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、HPやトラック時報に周知・啓発記事を掲載した。	○「運輸防災マネジメント指針」に係るセミナーの開催について、HPやトラック時報に周知・啓発記事を掲載する。	
	○大規模災害発生時等における支援物資拠点での物流管理を担う「災害物流専門家」に関し、全ト協で策定した育成プログラムに基づく災害物流専門家研修を全国展開するほか、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、緊急物資輸送体制の確保による被災地支援・復旧・復興に取り組む	○	○災害物流専門家研修の積極的な受講を促す。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため災害物流専門家研修の開催は見送った。	○災害物流専門家研修を開催するとともに、積極的な受講を促す。

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(4)大規模イベント、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応	○「2020TDM推進プロジェクト」として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント(TDM)」を推進	○	○政府主催の輸送円滑化推進会議及び組織委員会・東京都主催の輸送連絡調整会議の委員として参画しており、所管業界に対し「2020TDM推進プロジェクト」への協力の呼びかけを行うなど、交通需要低減に向けた対応に協力しているところ。 具体的な取組みとして、東京都においては、大会輸送影響度マップをもとに、セミナーや個別相談会の開催等のきめ細かい情報提供を行い、大会に向けたアクションプランの作成を促す等、様々な取組みを行っている。特に物流対策については、令和2年2月に東京臨海部を中心に事業活動を行う物流事業者等を対象とした「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会輸送対策説明会」を開催し、東京都オリンピック・パラリンピック準備局及び東京都港湾局より輸送対策やコンテナターミナルのゲートオープン時間の拡大、ストックヤードの増設等について説明があった後、交通規制の内容や、荷主及び一般利用者に向けた広報等について活発な意見交換が行われた。 今夏の大会本番に向けて、引き続き、東京都や組織委員会、関係業界等と密に連携しつつ、必要な取組を進めていく。	【関東運輸局】 ○交通需要マネジメント(TDM)は、多くの企業や市民の協力を得る必要があるため、2020TDM推進プロジェクト(参加団体:約5.2万社・事業所、約900団体)を立ち上げ、企業の方々へテレワーク・時差出勤の推進、配送時間・ルートの変更など、交通混雑緩和に向けた取組への参加を呼びかけた。 ○大会関係者及び観客の安全で円滑な輸送と、社会経済活動や都市活動の安定との両立を図るため、2021年7月19日～8月9日、8月24日～9月5日の期間において、交通マネジメント(①交通需要マネジメント(TDM)、②料金施策による交通需要調整、③交通システムマネジメント(TSM))を実施し、大会期間中は関係者輸送ルートでの渋滞がほぼ抑制され、選手や大会関係者を安全・円滑に輸送した。(大会期間中の首都高速道路の日交通量は、平日:約1～2割減、休日:約2～3割減(※いずれも対2019年比))	
○バス等を使用したテロについて、バス事業者等による不審者の発見・不審物の検知を早期に行う等、未然防止を図るための対策の徹底		○	○オリパラ開催と同時期に、夏季の輸送安全総点検の実施を計画しており、重点項目として留意させることを予定している。また、神奈川県内の「テロ災害対策神奈川協力会」へ会員として参加しており、テロ等の対処について官民連携して対応をしている。	夏季の輸送安全総点検において、テロ対策の実施状況の点検を依頼した。	夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送等に関する安全総点検時において、各業界に点検の依頼を行う。
○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組み推進		○	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組みを推進する。	【バス業界】 ○新型コロナウイルス対策のため訪日外国人がいなかったことから、外国人向けバスサービス向上アクションプランに従ったハード、ソフト両面での取組みを推進することはできなかった。	○「訪日外国人向けバスサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組みを推進する。
○バスジャック訓練等実施しテロ対策の徹底		○	○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。	○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、警察と連携した各種訓練が実施できなかった事業者もあった。	○「バスジャック統一対応マニュアル」に基づくバスジャック対策、テロ対策東京パートナーシップへの参画によるテロ対策に努めるとともに、警察と連携した各種訓練を推進する。
○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に従ったハード、ソフト両面での取組み推進		○	○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づく、積極的な取組みの推進するとともに、多言語対応タブレットの導入や、スマホアプリの更なる活用に向けて、行政の補助金制度や関連情報を引き続き各社へ周知する。都内の交通規制に細心の注意を払い、円滑な運行に努めるほか、タクシーセンター等の外国語検定の積極的な受検を奨励し、万全の「おもてなし」による受け入れ態勢を確立する。(法人タクシー) ○多言語アプリ導入や電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。(個人タクシー)	【タクシー業界】 ○会員各社に対し、行政の補助制度を情報提供するとともに、補助金を活用して外国語対応機器等の導入が図られた。また、東京・神奈川のタクシーセンターで開催した外国人旅客接遇研修は約500名が受講した。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して行政の多言語対応タブレット導入補助金情報を会員各社へ周知し、導入促進を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○タクシーセンター等の外国語検定を受検し、合格者の養成に努めた。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○約8割の事業者が翻訳アプリ等を活用し訪日外国人への利便性向上を図っている。今後も、アプリ等を活用し利便性の向上を図る。(個人タクシー)	○「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多言語対応タブレットの導入やスマホアプリの活用など、外国語対応の取組を更に推進する。(法人タクシー) ○多言語アプリ導入や電話通訳サポート等を活用した多言語対応により、訪日外国人の利便性向上を図る。(個人タクシー)
○東京2021大会等の円滑な大会運営・輸送の実現と、経済活動の維持との両立を図るため、交通量の抑制や分散・平準化を行う「交通需要マネジメント(TDM)」の取組みを推進(具体例:夏季休暇制度やテレワーク・時差出勤制度の導入のほか、物流に関しては、配送の時間変更やルート変更など)		○	○東京2020大会については、全ト協とも連携し、協会HPや協会機関紙等によりTDMの取組を周知・推進する。	【トラック業界】 ○東京2020大会については、協会理事会等においてTDMの協力要請、事業用トラックのロードプライシング対象車自動車からの除外等の要望を行うとともに、全ト協とも連携し、会員に対して協会HPや協会機関紙等によりTDMの取組を周知した。	

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
<b>2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶</b>					
(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応					
【関東運輸局・NASVA】					
○点呼の正しいタイミングの周知や、アルコール検知器の要件追加による、点呼時のアルコールチェックの強化	○		○各種講習会や交通安全期間等において、適正な点呼の実施について周知を図り、正しいアルコール検知器の使用について周知徹底を図る。また飲酒傾向の自覚を促す指導について周知を図る。	○各種講習会等において、アルコール検知器の保守点検や、点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ったほか、運転者の飲酒傾向を把握し、飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等の講義を行った。	○各種講習会等において、適正な点呼の実施について周知を図り、正しいアルコール検知器の使用について周知徹底を図るほか、飲酒傾向の自覚を促す指導について周知を図る。
○運転者に対する、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導監督の推進	○		○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間において、運送事業者に対し、飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図る旨通知した。	○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間において、運送事業者に対し、飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図る旨通知した。	○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間において、運送事業者に対し、飲酒運転の根絶に向けた運転者に対する指導監督を適切に実施するとともに、運行の際には、アルコール検知器の使用による酒気帯びの確認を確実に行うなど、厳正な点呼を実施し、飲酒運転の絶無を図る旨通知した。
○初任運転者に対する、飲酒傾向の確認や重点的なアルコールチェックによる、飲酒運転の習慣化の防止	○		○事業者の優良取組事例やアルコール依存症に係る周知	○関東トラック協会と合同で、飲酒運転防止のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進に関する「飲酒運転の防止について」を作成し、公表した。	○関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。
○飲酒運転の実態把握に向けた事故報告規則における報告項目の追加	○		○本省自動車局で検討事項となっているため、改正があり次第通達の発出や各種講習会等で周知徹底を図る。	○令和3年度中に改正がなかった。	○本省自動車局で検討事項となっているため、改正があり次第通達の発出や各種講習会等で周知徹底を図る。
○運行管理者講習等で飲酒運転撲滅の周知・徹底	○		○飲酒運転等による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、飲酒運転の危険性を周知するとともに、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。(関東運輸局)(NASVA)	○令和3年度の飲酒運転による事故事例の公表は3件(関東運輸局) ○各種講習会等において、飲酒運転の危険性を周知するとともに、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA)	○飲酒運転等による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、飲酒運転の禁止のほか、飲酒運転の危険性やアルコールに関する基礎知識等について周知・指導を行うとともに、関東トラック協会と合同で作成した「飲酒運転の防止について」を、各種研修会等で周知し、飲酒運転撲滅のための管理体制の強化、指導・啓発活動の推進を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、飲酒運転の危険性、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等を講義するとともに、関東圏における自動車事故対策防止検討会で作成された「飲酒運転の防止」の資料も活用し、周知・指導を行う。(NASVA)
【バス業界】					
○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発	○		○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底する。	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底した。	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転の撲滅を図るとともに、出庫時、帰庫時及び宿泊時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底する。
○飲酒運転・薬物運転の根絶を啓発するセミナー等の受講促進	○		○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促す。	○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促した。	○NASVA等が実施する飲酒運転・薬物運転根絶セミナーに積極的な参加を促す。
○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開	○		○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させる。	○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させた。	○飲酒運転・薬物運転をしないことは、バス利用者に対するプロのバス運転者としての信頼確保の証として、必要不可欠な当然の義務であることを認識させる。
○運転者に対する日常的飲酒に関する指導を徹底	○		○平素から、酒を飲む人、飲まない人に限らず、飲酒に関する指導を行う。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底する。	○平素から、飲酒に関する指導を実施した。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底した。	○平素から、酒を飲む人、飲まない人に限らず、飲酒に関する指導を行う。特に、乗務前日の飲酒に十分注意するよう指導を徹底する。
【タクシー業界】					
○「飲酒運転防止対策ガイドライン」に従った飲酒運転ゼロへ向けた取組推進	○		○「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底及びガイドライン活用の推進を行うとともに、各社へガイドラインを理解させ、個々の乗務員に対して出庫前及び帰庫後点呼の際にアルコール検査を確実に実施するとともに、職場内教養やミーティング時等、機会あるごとに飲酒運転による刑事・行政・民事上の不利益を正確に認識させる。(法人タクシー) ○安全対策推進会議、講習会、機関紙等により、飲酒運転撲滅への取り組みを推進する。(個人タクシー)	○「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底はもとより、個々の職場内における教育や、点呼時のアルコール検査などについては、支局担当官を講師で招いて開催した指導員研修会により改めて周知。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して飲酒運転の撲滅を図るべく、各社乗務員教育等でガイドラインの理解と徹底を図るよう周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○機会あるごとに飲酒運転に関する周知徹底を図った。(個人タクシー)	○「飲酒運転防止対策ガイドライン」の周知徹底及びガイドライン活用の推進を行うとともに、各社へガイドラインを理解させ、個々の乗務員に対して出庫前及び帰庫後点呼の際にアルコール検査を確実に実施するとともに、職場内教養やミーティング時等、機会あるごとに飲酒運転による刑事・行政・民事上の不利益を正確に認識させる。(法人タクシー) ○安全対策推進会議、講習会、機関紙等により、飲酒運転撲滅への取り組みを推進する。(個人タクシー)
○性能良好なアルコール検知器の導入促進	○		○検知器の性能、価格など最新情報を提供し、IT点呼の導入準備に伴い、メーカーとの情報共有を積極的に行い、身代わり防止対策も含め、高性能検知器の導入を推進する。(法人タクシー) ○アルコール検知器の有効性を確認し、自家使用時を含めてアルコールチェックを行い記録を行う。(個人タクシー)	○令和3年12月27日付け国交省通達「遠隔点呼実施要領について」を会員各社に周知した。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○令和4年4月以降に導入実施予定の会員各社に向けて、IT点呼に係る国土交通省の実施要領について周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○アルコール検知器の有効性を確認し、自家使用時を含めてアルコールチェックを行い記録を行うよう周知徹底を図った。(個人タクシー)	○検知器の性能、価格など最新情報を提供し、IT点呼の導入準備に伴い、メーカーとの情報共有を積極的に行い、身代わり防止対策も含め、高性能検知器の導入を推進する。(法人タクシー) ○アルコール検知器の有効性を確認し、自家使用時を含めてアルコールチェックを行い記録を行う。(個人タクシー)
○ASK等の講習会等の啓発	○		○乗務員個々の飲酒癖の把握に努め、アルコール依存症や依存症予備軍を抽出し、医師の診察やカウンセリングに参加させるとともに、家族との連携を密に取り、危険因子の除去に努める。(法人タクシー)	○会員各社において、個々の乗務員の把握に努め、適切な対応を図っている。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して状況把握と適切な対応を取るよう、各社運行管理者に向けて周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○第3者機関で行っている講習会などの情報収集に努め、会員各社に情報提供するとともに、乗務員個々の飲酒癖の把握に努め、アルコール依存症や依存症予備軍を抽出し、医師の診察やカウンセリングに参加させるとともに、家族との連携を密に取り、危険因子の除去に努める。(法人タクシー)
○飲酒運転撲滅の啓発	○		○全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期などを活用した飲酒運転撲滅の啓発活動の実施を行い、飲酒運転による悲惨な事故事例、服役実態等を繰り返し教養し、飲酒運転の危険を我が身のこととして実感させる。(法人タクシー) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図る。(個人タクシー)	○全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期を活用し、会員各社において飲酒運転根絶等を含めた輸送の安全について再点検を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して全国交通安全運動及び輸送安全総点検等適切な時期に、国土交通省通達による事故事例等による注意喚起を会員各社へ周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○機会あるごとに繰り返し、飲酒運転の悪質・危険性を教養し、飲酒運転事故ゼロを達成した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図った。(個人タクシー)	○全国交通安全運動や輸送安全総点検等を活用し、飲酒運転撲滅の啓発活動を行い、飲酒運転による悲惨な事故事例等を繰り返し教育し、飲酒運転の危険を我が身のこととして実感させる。(法人タクシー) ○ポスター、リーフレットを配布し飲酒運転撲滅の啓発を図る。(個人タクシー)

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
			【トラック業界】		
	○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底	○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等や点呼場へ飲酒運転撲滅ミノポリを作成・配布・掲示し、その周知を図った。また、関東トラック協会として関東運輸局の全面的なご協力の下、飲酒運転事故の実例から運行管理上の要因分析を行い、飲酒運転防止対策を取りまとめチラシ、協会機関紙及びHPIにおいて周知した。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。
	○事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る	○	○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。	○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図った。	○DVDを用いて、運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知を図る。
	○飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開	○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において展開する。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において展開した。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において展開する。

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(2)「ながら運転」の増加への対応	<p>○講習・セミナー等において、運転中の携帯電話等の使用禁止の啓発</p> <p>○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施</p> <p>○ドライブレコーダーの映像等を活用し運転中の携帯電話、スマートフォンの使用の禁止の指導を徹底するとともに、事故惹起者に対する指導内容と再発防止策を展開</p> <p>○「ながらスマホ禁止」のステッカーの車両貼付による、運転者や旅客等に対する注意喚起の推進</p> <p>○各季の交通安全運動等の機会をとらえ、運転中のスマートフォン等の画像の注視や、携帯電話等を用いた通話する行為は関係法令違反であり、かつ極めて危険であることを広報・周知</p>	<p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p>	<p>【2021年度取り組み内容】</p> <p>○各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を説明し、ながら運転禁止について周知徹底を図る。(関東運輸局)(NASVA)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発する。(トラック)</p> <p>○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作したことが確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する。</p> <p>○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止を徹底する。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開する。</p> <p>○関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」ステッカーを全車両へ貼付するとともに、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人タクシー)</p> <p>○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人タクシー)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。</p>	<p>【2021年度取り組み内容】</p> <p>【関東運輸局・トラック業界・NASVA】</p> <p>○各種講習会等において、「ながら運転」による事故事例を周知するとともに、「ながら運転」を厳罰化した改正道路交通法を再周知し、「ながら運転」撲滅に向けて講義を行った。(関東運輸局)</p> <p>○各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を説明し、ながら運転禁止について講義を行った。(NASVA)</p> <p>○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間において、運送事業者に対し、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督するよう通知した。(関東運輸局)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発した。(トラック)</p> <p>○平成28年11月に発出した「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」及び「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」の運用についてに基づき、監査を実施(令和3年度4件)している。</p> <p>【バス業界】</p> <p>○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、アイマークレコーダーについて業者の講演を実施し、アイマークカメラの普及促進に努めた。</p> <p>○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を行い交通事故防止を徹底した。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開した。</p> <p>【タクシー業界】</p> <p>○全タク連作の「ながらスマホ禁止」ステッカーを会員各社に配布(貼付)し、乗務員に対する注意喚起を推進。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○関係団体と連携したシートベルト着用状況調査のような乗り場での街頭指導実施時に、併せて「ながらスマホ」行為等の状況を確認し、指導の徹底を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p> <p>○講習会・交通安全運動等においてリーフレット配布等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底を図った。(個人タクシー)</p> <p>【トラック業界】</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知した。</p>	<p>【2022年度取り組み予定】</p> <p>○各種講習会等において、運転中の携帯電話等の使用による事故事例等を講義するとともに、行政から発出された「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について」(令和4年5月6日)についても周知し、ながら運転禁止について徹底を図る。(関東運輸局)(NASVA)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発する。(トラック)</p> <p>○事業用自動車の運転者が運転中に携帯電話等を操作したことが確認できた場合にあっては、監査方針に基づき監査を実施する。</p> <p>○ドライブレコーダーの映像等を活用、また、アイマークカメラを活用した指導を徹底し、交通事故防止を徹底する。また、事故惹起者に対する指導・訓練を徹底するとともに、事故原因、再発防止対策を展開する。</p> <p>○関係委員会と連携し、乗務員や乗客から見やすい場所に「ながらスマホ禁止」ステッカーを全車両へ貼付するとともに、単にスマートフォンの通話・操作だけでなく、カーナビやタブレットを「見入」行為も違反となることを認識させ、同種違反の絶無を期する。(法人タクシー)</p> <p>○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底する。(個人タクシー)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。</p>
(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応	<p>○講習・セミナー等において、あおり運転の悪質性・危険性について啓発</p> <p>○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施</p> <p>○ドライブレコーダーの装着率向上と、犯罪や事故捜査のために各都道府県警察へドライブレコーダーの映像等情報提供の取組の推進</p> <p>○妨害運転罪の創設を踏まえ、いわゆる「あおり運転」の悪質性・危険性について、各季の各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施</p>	<p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p> <p>○ ○</p>	<p>【2021年度取り組み内容】</p> <p>○各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転は重大事故につながる恐れがあることを周知する。(関東運輸局)(NASVA)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において啓発する。(トラック)</p> <p>○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施する。</p> <p>○各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組みを推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人タクシー)</p> <p>○ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会・交通安全運動等におけるチラシ配布等により、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発する。(個人タクシー)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。</p>	<p>【2021年度取り組み内容】</p> <p>【関東運輸局・トラック業界・NASVA】</p> <p>○各種講習会等において、「あおり運転」に対する社会的関心が高まっていることを説明するとともに、妨害運転罪が創設されたことを改めて周知。また事業用自動車は、意図せず周囲の車両に圧迫感を与えることがあるため、車間距離を取るなど、対策を検討する必要がある旨の講義を行った。(関東運輸局)</p> <p>○各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転は重大事故につながる恐れがあることについて講義を行った。(NASVA)</p> <p>○交通安全運動期間において、運送事業者に対し、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の防止を徹底するよう通知した。(関東運輸局)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を行った。(トラック)</p> <p>【バス業界】</p> <p>○「あおり運転」の悪質性・危険性について、各種運動等の機会をとらえた広報・啓発を実施するとともに、バスのドライブレコーダーの映像等を活用した啓発活動を実施した。</p> <p>【タクシー業界】</p> <p>○各協会が各都県警察と締結している協定に基づき、ドライブレコーダー映像を提供し事故、事件の解決の一役を担った。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会)</p> <p>○継続して会員各社へ設置に向けた協力依頼をするとともに、「あおり運転」の被疑者とならないよう、注意喚起した。また、車内防犯カメラの設置により、犯罪行為の抑止と、犯罪発生時の証拠保全に努めた。(東京ハイヤー・タクシー協会)</p> <p>○ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会・交通安全運動等におけるチラシ配布等により、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発を図った。(個人タクシー)</p> <p>【トラック業界】</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図った。</p>	<p>【2022年度取り組み予定】</p> <p>○各種講習会等において、あおり運転の悪質性・危険性について講義を行うとともに、あおり運転が重大事故につながる恐れがあることを周知する。(関東運輸局)(NASVA)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。(トラック)</p> <p>○関係管内におけるドライブレコーダーの装着率は、令和2年度末で96%を上回る装着率となっており、100%の装着率を目指して推進する。(法人タクシー)</p> <p>○各都県警察と各協会等において締結している協定に基づく取組みを推進し、警察への犯罪・事故捜査協力のための映像提供への協力依頼を各社へ周知するとともに、ドライブレコーダーが正常に作動するか常に機能点検を行うよう指導し、前後の映像が正常に記録できるようにするほか、車内防犯カメラの設置も促進して車内の状況を記録し、乗務員自身が「あおり運転」の被疑者とならないよう、冷静な運転を促す。(法人タクシー)</p> <p>○ドライブレコーダーの導入促進を図るとともに、講習会・交通安全運動等におけるチラシ配布等により、あおり運転となるケースや、あおり運転を受けたときの対応等について啓発する。(個人タクシー)</p> <p>○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において広報・周知を図る。</p>

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
<b>3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進</b>					
(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	○非接触型事業運用及び業務効率化に向け、IoT等を活用した、より先進的な輸送効率化や運行管理の取組について調査・実証を実施(※再掲)		○社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進んでいるところである。今後これらの技術が運行管理等に活用することが考えられるため、必要に応じて実証実験等に参画していく。	○本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、遠隔点呼や自動点呼等の情報収集を行うとともに、実施要領作成時に積極的に意見を述べた。(検討会4回、ワーキング5回)	○「自動点呼」及び「運行指示者の一元化」について、本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、情報収集を行う。
	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進		○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進する。	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進した。	○IoT・AIを活用した運行管理システムの周知及び普及・促進する。
	○ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用		○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用した。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。
	○通信事業者等と連携し、旅客需要を予測する「AIタクシー」の普及・促進		○普及促進に向けて、「AIタクシー」の現状や関係事業者の最新情報を各社に提供する。一部事業者では配車アプリ機能に旅客需要を表示する機能を搭載しているが、今後、各通信事業者との情報交換を活発に行い、より効率の良い機器の開発に努める。(法人タクシー)	○2021年度における旅客需要予測の「AIタクシー」については、コロナ禍により進捗なし。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して「AIタクシー」の現状と最新情報の収集に努めた。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○「AIタクシー」の現状や関係事業者の最新情報を各社に提供するとともに、各通信事業者と連携し、情報交換を活発に行い、より効率の良い機器の開発に努める。(法人タクシー)
	○AIを活用したドライブレコーダーによる交通事故削減技術の普及・促進		○AI機能付きドライブレコーダー装着の更なる普及を促進する。また、関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ヒヤリハット事例を収集し、情報の共有による事故防止に努める。(法人タクシー) ○安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけではなく、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図る。(個人タクシー)	○当協会経営委員会の下部組織として設置している「AI機能付きドライブレコーダー検討小委員会」において検討しており、導入している会員各社からの意見等を踏まえ、適宜改修している。また、こうした導入事業者からの声により導入事業者が増加している。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続してAI機能付きドライブレコーダー装着の普及促進のための、最新情報の収集に努めた。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけではなく、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図った。(個人タクシー)	○AI機能付きドライブレコーダーの有用性について、引き続き情報提供を行い、更なる導入事業者の拡大を図る。また、関係事業者の事故削減技術の最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ヒヤリハット事例を収集し、情報の共有による事故防止に努める。(法人タクシー) ○安全運転の励行・事故防止のほかKYTに活用できるだけではなく、事故処理における証拠ともなりうることから全事業者へドライブレコーダーの100%導入促進を図る。(個人タクシー)
	○事業者側において、車両の動態をリアルタイムで管理・把握できるシステムや配車計画システムの導入を、また、荷主側には納品等の予約受付システムの導入促進を図り、配送ルート最適化や、荷待ち時間等の縮減などトラック運送事業者と荷主等が連携して物流全体の効率化が図られるよう取り組む		○ムリ、ムダ、ムラを排除するため、生産性向上に向けた配車管理システム等の導入に向けたDXについて取り組む。	○評価検証中。	○評価結果に基づき、生産性を向上した配車管理システム等の導入に向けたDXを検討する。
(2) 自動車の先進安全技術の更なる普及	○技術進展や事故データを踏まえ、事故削減効果を見極めた上でその効果の高いと期待される先進安全自動車(ASV)の開発・普及促進を引き続き進める		○先進安全自動車(ASV)導入支援補助金対象装置:衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置、統合制御型可変式速度超過抑制装置	○先進安全自動車(ASV)導入支援:申請件数802件、交付車両数1345台	○先進安全自動車(ASV)導入支援補助金対象装置:衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、車両安定性制御装置、ドライバー異常時対応システム、先進ライト、側方衝突警報装置、統合制御型可変式速度超過抑制装置
	○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進				
	○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載する車両に対する購入補助				
	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進		○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進する。	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進した。	○衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム等運転支援装置の導入を推進する。
	○先進安全自動車(ASV)タクシーの導入推進の取組み  前後のセンサー等のほか、両サイドの安全装備の充実等更なる安全性の追求		○行政の補助金情報、自動車メーカーの最新情報を収集、各社へ情報提供するとともに、ASV導入の効果をアピールして更なる先進安全自動車(ASV)タクシーの導入促進を図る。(法人タクシー) ○車両代替え時において、先進技術搭載車の推奨に努める。(個人タクシー)	○先進安全自動車に係る行政支援策について、会員各社で情報提供に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○国土交通省の補助金情報を収集し、会員各社へ情報提供とともに導入促進を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○講習会等において先進技術搭載車の推奨に努めた。(個人タクシー)	○行政の補助金情報や自動車メーカーの最新情報を収集し、各社へ情報提供を行い、先進安全自動車(ASV)タクシー導入促進を図る。(法人タクシー) ○車両代替え時において、先進技術搭載車の推奨に努める。(個人タクシー)
	○先進安全自動車(ASV)の普及拡大を図るとともに、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進		○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成の実施。	○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成を行った。	○車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入に対する助成の実施。なお、今年度からアルコールインターロック装置については、東ト協においても助成を行う。

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(3) ICTを活用した高度な運行管理の実現	○デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施 ○高度な点呼機器の活用による「点呼(遠隔点呼)」の対象拡大を検討(※再掲) ○自動点呼の実現に向けた点呼支援機器に係る認定制度の策定を検討(※再掲) ○先進技術の活用による点呼以外の運行管理業務の一元化を検討(※再掲)	○	○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援 補助対象機器:デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー	【関東運輸局】 ○運行管理の高度化支援(デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー):申請件数430件、機器台数2618台	○デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーの導入支援 補助対象機器:デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー
			○過労運転防止のための先進機器の導入支援 補助対象機器:ITを活用した遠隔地における点呼機器	○過労防止機器導入支援:申請件数101件、機器台数710台	○過労運転防止のための先進機器の導入支援 補助対象機器:ITを活用した遠隔地における点呼機器
			○運行管理者による判断や指示に比べ高い水準での安全性を担保するため、点呼機器の認定制度の構築に向けた実証調査実施時に参画する。	○本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、遠隔点呼や自動点呼等の情報収集を行うとともに、実施要領作成時に積極的に意見を述べた。(検討会3回、ワーキング5回)	○「自動点呼」及び「運行指示者の一元化」について、本省主催の運行管理高度化検討会及び運行管理高度化ワーキングに参加し、情報収集を行う。
			○過労運転防止のための先進機器の導入支援 補助対象機器:運行中における運転者の疲労状態を測定する機器・休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器		
	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理を推奨 ○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を推奨	○	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進する。	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進した。	○ICTを活用したリアルタイムの動態管理等高度な運行管理システムの周知及び普及・促進する。
			○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進する。	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進した。	○適切な運行管理と安心経営のためのICT活用ガイドブックの活用を促進する。
	○一定の条件の下、認められているICTを活用した運行管理について、コロナ感染症対策の一環としても導入促進 ○デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の実施	○	○コロナ禍におけるIT点呼の導入促進に向けて、関係メーカーの最新動向を調査し、各社へ情報提供し周知を図る。 現在行われている実証実験の方向性を注視し、メリット・デメリットをしっかりと把握し、安全管理上のデメリットの解消を実現した上での導入を促進する。(法人タクシー)	○運行管理高度化検討会の検討結果に基づく、遠隔点呼実施要領について会員各社に周知を図った。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して関係メーカーの商品情報を収集中であり、会員各社への有益な情報を得次第、展開を図っていききたい。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○ICTを活用した運行管理全般についての情報収集に努めるとともに、新たな情報について周知し、導入促進を図る。(法人タクシー)
			○関係メーカーの開発状況の収集を進め、各社へ最新情報を提供し周知を図るとともに、保管・管理の利便性と個々の乗務員の運転個癖の把握による危険な運転を抽出し、個別指導に有用であることを理解する。また、デジタル式運行記録計の普及拡大を図る。(法人タクシー)	○デジタル式運行記録計の普及拡大と相まって、AI機能付きドライブレコーダーも活用した乗務員への指導教育を実施している。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して関係メーカーの開発及び商品情報を収集中であり、会員各社への有益な情報を得次第、展開を図っていききたい。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○会員各社へデジタル式運行記録計の有用性を周知するとともに、保管・管理の利便性や個々の運転者の運転特性を抽出することで、個別指導に有用であることを併せて周知し、デジタル式運行記録計の普及拡大を図る。(法人タクシー)
	○デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及・拡大	○	○使い勝手がよく、低廉なシステムの早期開発・機器認定に期待。	○現時点では、使い勝手がよく、低廉なシステムの機器認定品はなく、導入促進は困難であった。	○使い勝手がよく、低廉なシステムの早期開発・機器認定に期待。
	(4) 無人自動運転サービスに向けた安全確保	○無人自動運転サービスの実現に向けた実証実験や課題整理・検討の推進 ○無人自動運転サービスにおけるガイドライン等による旅客輸送の安全性及び利便性の確保	○	○自動運転車両の実証実験にあたっては、実証実験が安全に実施できるよう、使用する車両に対して必要最小限の使用制限を設け、自動車交通部及び保安・環境課と連携し、安全確保を行いなから実証実験をフォローしている。 また、本省において開催している自動運転に関わる関係会議にオブザーバ参加しており、情報収集に努めている。	【関東運輸局】 ○今年度において、自動運転関係の緩和認定を以下のとおり実施した。 ・自動配送ロボット:22台 ・自動運転車:19台 ・計:41台 ○本省主催の車両安全対策検討会の下に設置された「自動走行公道実証WG」にオブザーバ参加(今年度:令和4年2月14日開催)
(上記内容再掲) ○自動運転車両の実証実験にあたっては、実証実験が安全に実施できるよう、使用する車両に対して必要最小限の使用制限を設け、自動車交通部及び保安・環境課と連携し、安全確保を行いなから実証実験をフォローしている。 また、本省において開催している自動運転に関わる関係会議にオブザーバ参加しており、情報収集に努めている。 ○ガイドライン等に基づき、実証運行・本格運行の認可申請等において旅客の利便性の確保等について確認				○許可申請時の審査において、ガイドライン等に基づき旅客利便性の確保等について確認を実施(上記施策再掲) ○今年度において、自動運転関係の緩和認定を以下のとおり実施した。 ・自動配送ロボット:22台 ・自動運転車:19台 ・計:41台 ○本省主催の車両安全対策検討会の下に設置された「自動走行公道実証WG」にオブザーバ参加(今年度:令和4年2月14日開催)	○引き続き、ガイドライン等に基づき、実証運行・本格運行の認可申請等において旅客の利便性の確保等について確認する。 ○自動運転車両の実証実験に使用する車両の安全性を確保しつつ、緩和認定を実施する。また、本省主催の関係会議にオブザーバ参加し、情報収集に努める。
○無人自動運転サービスにおけるガイドラインの周知		○	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインを周知徹底する。	○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、事業者から「自動運転バス実証実験結果」の	○無人自動運転サービスにおけるガイドラインを周知徹底する。
○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む		○	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組んだ。	○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及びラストマイル走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や利便性向上等に資する自動運転・ラストマイル走行など新技術を活用した旅客輸送の安全性の向上等の推進に取り組む。
○無人自動運転サービスにおけるガイドライン及び安全性・利便性の確保と周知		○	○無人自動運転サービスの意義やガイドラインについて各社へ周知するとともに、技術向上の推移に注視していく。(法人タクシー)	○日産自動車及びNTTドコモの共同プロジェクトである「自動運転車両オンデマンド配車サービス実証実験」について、試乗への協力及び参加をし、昨年までの実証実験車両との比較等について説明を受けた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して関係各方面の情報を収集し、状況注視を図っていききたい。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○自動運転車両についての試乗会等に積極的に参画し、情報収集に努めるとともに、会員事業者あて周知していく。(法人タクシー)
○国の先進安全自動車(ASV)推進計画及び隊列走行実現に向けた取組に参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組むとともに、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進に取り組む		○	○中小トラック事業者の参画は困難を極めるが、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進の取り組みについて検討する。	○中小トラック事業者の隊列走行への参画は困難を極めるが、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進、導入へのハードルは高く、困難であった。	○中小トラック事業者の隊列走行への参画は困難を極めるが、運転者不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進の検討について、引き続き継続する

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
<b>4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策</b>					
<b>(1) 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応</b>					
	○先進的な車内監視機器の活用等の優良取組事例について、指導監督マニュアルを活用して周知	○	○関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、バス事業者が導入した、乗客の動きをAIが検知して運転者と乗客に警報を出すシステムについて、情報共有した。(関東運輸局)(バス)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)
	○乗客に対して車内事故の危険性について周知	○	○自治体等による車内事故防止のための取組等へ協力する。(関東地区バス保安対策協議会が作成した車内事故防止啓発動画「車内事故防止に向けて」を周知する。)(関東運輸局)(バス)	○関東地区バス保安対策協議会と協力して、年末年始の輸送安全総点検期間中に管内の主要バスターミナル等において、高齢の乗客等に啓発用クリアフィルム型ビニール袋を配付し、車内事故防止の啓発活動を計19回実施した。また、その結果のプレスリリース資料に、「車内事故防止に向けて」が公開されているURLを記載して周知した。(関東運輸局)(バス) ○自治体等による車内事故防止のための取組等へ協力するとともに、関東地区バス保安対策協議会が作成した車内事故防止啓発動画「車内事故防止に向けて」を周知した(バス)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、高齢者施設等に出向き、車内事故防止等のための啓発活動を実施する。また、車内事故防止のための車内表示の充実を図る。(関東運輸局)(バス) ○機会を捉えて、「車内事故防止に向けて」を周知する。(関東運輸局)
	○道路利用者に対し、バス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知	○	○各種講習会等において、運送事業者へバス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発すること等を周知を図る。	○バス利用者への啓発活動を実施した旨のプレスリリース資料に、「車内事故防止に向けて」が公開されているURLを記載して周知した。(関東運輸局)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、バス車両付近での急制動や強引な割り込みによる危険性等についての啓発動画の作成を検討する。(関東運輸局)
	○運行管理者講習等で車内事故撲滅の周知・徹底	○	○車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果等を説明するとともに、防止策等について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA)	○令和3年度の車内事故による事例の公表は53件(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果等を説明するとともに、防止策等について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA) ○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間において、運送事業者に対し、車内事故を防止するため、発進時及び降車時における乗客の安全確認、車内放送の活用等、乗客の安全確保を徹底するよう通知した。(関東運輸局) ○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において添乗調査を計152回実施し、発進時及び降車時における乗客の安全確認、車内放送の活用等をチェックし、その結果を基に調査対象事業者を指導した。(関東運輸局) ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、管内のバス事業者へ車内事故の再発防止策等について講義した。(関東運輸局)	○車内事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、車内事故の統計結果等を説明するとともに、着座確認の徹底など防止策について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA) ○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」における添乗調査の実施回数を増やし、発進時及び降車時における乗客の安全確認、車内放送の活用等をチェックし、その結果を基に調査対象事業者を指導する。(関東運輸局) ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、管内のバス事業者へ車内事故の再発防止策等について講義する。(関東運輸局)
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA)	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法や事故事例研究に基づく要因分析及事故防止対策の検討方法について講義を行った。(NASVA)	○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA)
<b>【バス業界】</b>					
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施の推進	○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用した。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施した。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。 ○ドライブレコーダーの映像を活用し、飛び出し等の予測運転、防衛運転について研修会を実施する。
	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底	○	○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努める。	○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努めた。	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。
	○車内事故防止の啓発活動の実施の推進	○			○ユーチューブや車内のデジタルサイネージ等を活用した「車内事故防止に向けて」動画により、車内の乗客及び歩行者、自転車、車両の飛び出しによる事故の防止に努める。
	○運転者、乗客が無意識に動作を先行してしまうことについて運転者教育を推進	○	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。	○発進時の車内事故を防止するため、運行ダイヤの見直しによる「ゆとり運転」を推進するとともに、添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底した。	
	○停留所等発進時における安全基本動作の徹底	○			○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを活用し、交通安全教育及び添乗指導を行う。 ○添乗調査を実施し、着席したのを確認してから発車することを徹底させる。
<b>(2) 路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故への対応</b>					
	○車いす未固定による危険性や車いす種類毎の固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進	○			○機会を捉えて、「車いす使用者に関する車内事故防止のための取組について」を各種講習会等において周知する。(関東運輸局)
	○車いす使用者のバス利用に関して、バス利用者からの受容を促進	○	○「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)	○「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、車いす使用者に関する車内事故を防止するためのバス事業者の社内教育の充実、車両改善に関する「車いす使用者に関する車内事故防止のための取組について」を作成し、公表した。(関東運輸局)(バス)	○「路線バスに係る車いす事故対策検討会」報告書を踏まえ、関東地区バス保安対策協議会と合同開催している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において対応を検討する。(関東運輸局)(バス)
	○車いす固定に関する関係者間(行政、バス事業者、車いす使用者、車いすメーカー等)での情報共有の促進	○			
	○車いすに係る事故報告の拡充による事故実態の把握と対策検討	○		○令和3年度中に改正がなかった。(関東運輸局)	○本省自動車局で検討事項となっているため、改正があり次第通達の発出や各種講習会等で周知徹底を図る。(関東運輸局)
<b>【バス業界】</b>					
	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨	○	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨する。	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨した。	○障害者の方への接遇・介助の基本を習得する研修の受講を推奨する。
	○ドライブレコーダーの映像等を活用した安全運転教育の実施を推奨	○	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用した。	○ドライブレコーダーやアイマークカメラ等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導に活用する。
	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨	○	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨した。	○車いす対応のスロープ、固定装置の統一化を推奨する。

取り組むべき課題	施策	行：事：利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(3) 高齢歩行者の死傷事故への対応	○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進(※再掲)	○	○自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、先進安全技術の開発については、必要に応じて実証実験等に参画していく。 ○高齢者の交差点等における死亡事故などの事故調査を実施し、事故要因分析検討結果(事故要因及び再発防止策)を公表するとともに、各種講習会等において周知する。	【関東運輸局】 ○高齢者が関係する事故に関して、高齢運転者の交差点での衝突事故や死傷事故(各1件)、乗合バスの車内事故の事故調査結果(2件)の調査・分析検討結果を事業者や関係団体が事故防止対策に活用出来るよう関東運輸局HPにて公表した。 ○上記とは別に高齢者が被害者となる交差点等での死傷事故3件の事故調査を実施しており、これらの調査分析検討結果をHPに公表することとしている。	○自動車の先進安全技術は交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待されることから、先進安全技術の開発については、必要に応じて実証実験等に参加していく。 ○高齢者が関係する交差点での死傷事故などについて、引き続き調査分析を行い、結果等を公表し事業者や関係団体の事故防止に活用していただけるよう周知していく。
	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制の構築	○	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築する。	【バス業界】 ○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築した。	○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーやアイマークカメラを活用した指導・教育体制を構築する。
	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付	○	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などとする。	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などとした。	○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付などとする。
	○路上寝込み発見時の警察への通報及び保護活動(29都府県で警察との協定を締結)	○	○引き続き各社へ協力依頼の周知をするとともに、警察と協定の締結を推進することにより、警察への通報と保護活動を今後も継続実施していく。(法人タクシー)	【タクシー業界】 ○会員各社が警察との協定に基づき、路上寝込み者の通報及び保護を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して会員各社への周知を図っている。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○会員各社へ協力依頼の周知を図るとともに、警察と協定の締結を推進することにより、警察への通報と保護活動を今後も継続実施していく。(法人タクシー)
	○徘徊老人等の保護等	○	○引き続き各社へ協力依頼の周知をするとともに、警察等と協定の締結に基づき、高齢者のほか、子供や女性等、犯罪被害に遭いやすい人への積極的な声掛けと警察への通報を今後も継続実施する。(法人タクシー)	○会員各社が警察との協定や、地域の見守り活動を通じて、徘徊老人等の保護を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して会員各社への周知を図っている。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○会員各社へ協力依頼の周知を図るとともに、警察等と協定の締結に基づき、高齢者のほか、子供や女性等、犯罪被害に遭いやすい人への積極的な声掛けと警察への通報を今後も継続実施する。(法人タクシー)
○高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行	○	○常時安全運転に努めるよう引き続き各社へ協力依頼の周知をするとともに、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努める。特に全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会の実施を行う。(法人タクシー) ○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起する。(個人タクシー)	○全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期を活用し、高齢者の事故防止について最重要事項として会員各社に周知するとともに、輸送の安全について再点検を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○高齢歩行者の事故発生状況、事故の特徴及び防止対策について、指導員用と乗務員用の資料を作成し、配布するとともに、ホームページへ掲載し事故防止に務めた。また、各支部において、事故防止について研修会を開催し事故防止を推進した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○研修時に高齢者の行動特性等の情報提供を行うなど注意喚起を行った。(個人タクシー)	○安全運転に努めるよう引き続き各社へ協力依頼の周知を図るとともに、信号無視や横断禁止場所での横断等、危険予測や「かもしれない運転」を念頭に置き、高齢者絡みの交通事故防止に努める。特に全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会の実施を行う。(法人タクシー) ○講習会・交通安全運動等においてチラシ配布等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起する。(個人タクシー)	
○高齢歩行者が事故被害者となる事故実態について調査・分析を行い、高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断等)を把握したうえで、高齢歩行者の早期認知の重要性を周知するほか、事故を未然に防ぐための車両周辺の安全確認支援装置の導入促進	○	○全ト協の車籍別交通事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し助成を行う。	【ドラッグ業界】 ○全ト協の車籍別交通事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し助成した。	○全ト協の車籍別交通事故分析結果を基に、左折巻き込み事故防止に有効なサイドビューカメラの装着に対し引き続き助成する。	

取り組むべき課題	施策	行:事:利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(4) 高齢運転者事故への対応	○高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例の周知	○	○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、適齢診断の重要性を周知するとともに、運転における基本動作の徹底についての講義を行った。(関東運輸局) ○各種講習会等において、高齢運転者の適性診断結果に基づく運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行った。(NASVA) ○「タクシー事故防止対策検討会」において、タクシー事業者による高齢運転者への対応の好事例をとりまとめた「高齢運転者に関する対応について」を作成し、公表した。(関東運輸局)	○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行うとともに、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA) ○各種講習会等において、高齢運転者の運転適性に応じた安全運転に関する指導方法について講義を行う。(NASVA)
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨	○			
	○運行管理者講習等で高齢運転者の事故防止を注意喚起	○			
	○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発・受診促進	○	○加齢に伴う身体・認知機能等の変化を自覚させ、安全運転に繋げる新たな適性診断項目の開発を検討する。(NASVA)	○大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断項目の研究開発を実施した。引き続き、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を実施する。(NASVA)	○加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進める。(NASVA)
【トラック業界：NASVA】					
○適性診断(適齢診断)受診の徹底と活用促進		○	○巡回指導において受診の徹底するとともに、適齢診断の助成を通じ受診の促進。(トラック) ○適性診断受診の推進と診断結果の活用について講座を行う。(NASVA)	○巡回指導において受診の徹底を指導するとともに、適齢診断の助成を通じ受診の促進を図った。(トラック) ○運行管理者向けの「適性診断活用講座」を実施。また、指導講習において適性診断結果に基づく適切な助言・指導方法に関する「運転者の運転適性に応じた安全運転指導」等を掲載し、講習で周知している。また、65才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断において、加齢に伴う身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を実施している。(NASVA)	○巡回指導において受診の徹底を指導するとともに、適齢診断の助成を通じ受診の促進。(トラック) ○適性診断受診の推進と診断結果の活用について講座を行う。(NASVA)
【バス業界】					
○高齢運転者の健康管理の把握を推奨		○	○SASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努める。	○SASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努めた。	○SASスクリーニング検査、MRI健診を推進し、高齢運転者の事故防止に努める。
○健康管理マニュアルの活用を推奨		○	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理に努める。(東京バス協会)	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン改訂版ハンドブック」を活用し、健康管理に努めた。(東京バス協会)	○東京バス協会が作成した「健康管理ハンドブック」及び「健康管理ハンドブック増補版」を活用し、健康管理に努める。(東京バス協会)
【タクシー業界】					
○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施		○	○警察主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、管理者の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導を促すとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。(法人タクシー) ○警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人タクシー)	○高齢運転者に対する具体的な取組みについては、会員各社が健康管理をはじめ法令で定められた適齢診断の受講、運転技術の把握及び指導等を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年4月と10月に警察主催の「高齢タクシードライバー講習」に65歳以上計32名の乗務員参加と、10月開催時は、関東運輸局担当者及び当協会交通事故防止委員会委員の見学参加により、高齢運転者による交通事故の実情と特徴について周知を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○警視庁主催の高齢運転者を対象としたタクシードライバー交通安全に参加し、日頃の自分の運転を見直すとともに安全運転の重要性を再認識した。(個人タクシー)	○警察主催の「高齢タクシードライバー講習」への乗務員の積極的な参加と、協会「交通事故防止委員会」委員や各事業所の管理者に見学を促すとともに、運行管理者等の同乗運転による「見きわめ」等、個別指導を行うとともに、高齢運転者事故の特徴について周知を図る。(法人タクシー) ○警視庁主催の「高齢タクシードライバー講習」への参加及び各団体における講習会等で、高齢事業者に対する安全指導等を行う。また、定期健康診断の徹底及びスクリーニング検査の推奨に努める。(個人タクシー)
【トラック業界】					
○高齢者特有の運転行動等について啓発するとともに、高齢運転者の事故事例などを踏まえた事故防止活動を展開		○	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知徹底を図る。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において周知徹底を図った。	○運輸安全委員会、運行管理者研修、初任運転者講習会や各支部における運転者講習会等において引き続き周知徹底を図る。

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
<b>5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化</b>					
(1) 各業態の特徴的な事故への対応					
【関東運輸局・NASVA】					
○事故統計を用いた各業態の事故の特徴分析及び各業界への周知と対策検討	○	○	○各業態の事故の特徴を踏まえ、調査対象事故を選定し事故調査を実施したうえで事故要因の調査分析と再発防止策を検討。検討結果についてはホームページにて公表、また各種講習会等を通じて周知を図る。 ○死亡事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。	○令和3年中に発生した事故のうち乗合バスの車内事故1件、トラックの追突事故1件、タクシーの出会い頭衝突事故について事故調査を実施しており、調査分析検討結果は関東運輸局HPにて公表することとしている。 ○タクシーの路上横断横過事故については、発生状況の統計結果などを関係団体にて周知を行った。 ○死亡事故や健康起因事故、乗合バスの車内事故、飲酒等事故については、事業者や関係団体が事故防止の取組みや安全意識の醸成に役立てられるように、令和2年以降に発生した当該事故の事例をHPにて公表している。 ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、管内のバス事業者へ車内事故の再発防止策等について講義した。 ○「タクシー事故防止対策検討会」において、オートバイとの出会い頭衝突事故及び右直事故について、タクシー事業者の社内教育の充実のための「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」を作成し、公表した。	○各業態で特徴的な事故(タクシーの出会い頭事故、乗合バスの車内事故、トラックの追突事故、健康起因事故)について、引き続き調査・分析を行い、事業者や関係団体が事故防止対策や安全意識の醸成に役立てられるように公表・周知を行うと共に、事故事例をHPに公表し、周知を行う。(関東運輸局) ○各種講習会等において、事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止対策について講義を行う。(NASVA) ○タクシー事故防止対策検討会で作成された「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」の資料の周知を行う。(NASVA)
○各業態の特徴的な事故に対する優良取組事例を周知し、事故防止を啓発	○	○	○事故調査等で知り得た優良取組事例を各種講習会等を通じて周知を図る。	○タクシー運転者による健康起因事故や乗合バスの車内事故等について、事業者の取組事例を関係団体主催の講習会や事故調査時に事業者に対して周知を行った。	○2021年に引き続き、事故調査等で知り得た優良取組事例や他部署との情報共有で知り得た取組事例を各種講習会等で周知を行う。
○事業用自動車事故調査委員会にて検討された再発防止策の確実な推進	○	○	○検討された再発防止策を基に、調査対象となった事故惹起事業者を指導するとともに、ホームページでの公表や各種講習会を通じて周知を図る。	○令和3年に事故調査委員会にて検討された再発防止策を基に、同種事故を惹起した事業者(タクシー事業者2者、貨物事業者1者)や事故調査時(乗合バス事業者3者、タクシー事業者1者、貨物事業者1者)を行った事業者に指導を実施するとともに、事故調査委員会のHPについて周知を行った。	○2021年に引き続き、事故調査委員会にて検討された再発防止策に基づいて、事故調査時や、事業者指導時、各種講習回答で周知を行う。
【バス業界】					
○交差点右左折時には、横断歩道手前で一旦停止する安全教育を徹底	○	○	○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導	○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認を指導した。 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導した。	○一点に集中せず、首や体を廻して前方、左右の確認 ○目線の動きを見る為のアイマークカメラを活用した指導
○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底(※再掲)	○	○	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する。	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底した。	○発進時の車内事故を防止するため乗客(特に高齢者)が着席したのを確認してから発車する「ゆとり運転」を徹底する。
○乗客へのシートベルトの着用案内を徹底	○	○	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底する。	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底した。	○貸切バス乗客へのシートベルトの着用案内を徹底する。
○発進時の直前横断者との事故防止	○	○	○発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用の指導	○発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認を指導した。 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用の指導した。	○発進時のアンダーミラーによる車体直前の死角の確認 ○研修会等での車体直前の死角の認識とアンダーミラー活用の指導
【タクシー業界】					
○交差点内事故(出会い頭、人対車両)防止対策と路上寝込み者の横断事故防止対策。特に安全不確認・前方不注視・信号無視等違反防止のため、初心に戻り基本動作の徹底	○	○	○警察からの交通安全情報や事故情報を各社へ提供し、乗務員の安全運転向上意識を高めるよう引き続き各社へ周知するとともに、フロントミラーやサイドミラーだけでなく、目視による安全確認の励行、歩行者や自転車の飛び出しを予測した危険予知運転の励行、早めのライトオンと夜間におけるハイビームとロービームの小まめな切り替えによる交通事故防止の継続指導する。 また、乗務員教育用教材を作成、データを協会ホームページへ掲載し教材の活用を促進する。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会において周知徹底を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議等において周知徹底を図るとともに、ハイビームを活用し深夜における路上横断の横過事故防止を図る。(個人タクシー)	○警察からの事故情報については、適宜会員各社にて周知している。また、出会い頭、人対車両事故については、全国交通安全運動及び輸送安全総点検におけるサービス向上運動において、実施要領中に重点事項として定めるとともに、支局担当官を講師で招いて開催した指導員研修会により改めて周知徹底を図った。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○警察からの交通安全情報や事故情報については、各社へホットラインメール等に提供し、事故防止を実施した。また、交差点内の事故について、事故統計データで分析を行い事故発生の原因、背景及び防止対策を資料にまとめ、各社へ展開し事故防止を図った。また、交通安全運動期間等の機会を捉え、街頭やタクシー乗り場において、乗務員等に対し事故防止のチラシを配布し注意喚起を促し、事故防止を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○ポスター、リーフレットを作成し「早めのライト点灯、ハイビーム」の啓発を行った。(個人タクシー)	○警察からの交通安全情報や事故情報を各社へ提供し、乗務員の安全運転向上意識を高めるよう引き続き会員各社へ周知するとともに、フロントミラーやサイドミラーだけでなく、目視による安全確認の励行、歩行者や自転車の飛び出しを予測した危険予知運転の励行、早めのライトオンと夜間におけるハイビームとロービームの小まめな切り替えによる交通事故防止の継続指導する。 また、乗務員教育用教材として、タクシー事故防止対策検討会で作成した「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」を協会ホームページへ掲載し、教材の活用を促進する。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底や、指導員研修会等における講習会において周知徹底を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議等において周知徹底を図るとともに、ハイビームを活用し深夜における路上横断の横過事故防止を図る。(個人タクシー)
○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。特にドラレコ・デジタコによる危険予知訓練の推進	○	○	○各社管理者に向けて、乗務員教育にて日々徹底をしてもらうよう周知するとともに、横断歩道及びその付近の歩行者や自転車の有無の確認と横断歩道に近づいてくる歩行者及び自転車に対する行動注視を確実にし、歩行者及び自転車等の交通弱者保護の徹底を図る。 また、KYT教材を提供していくことによる危険予知訓練、AI機能付きドライブレコーダーの装着による運転者の特性を生かした危険予知教育の推進を進めていく。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)	○人対車両事故については、全国交通安全運動及び輸送安全総点検におけるサービス向上運動において、実施要領中に重点事項として定めるとともに、支局担当官を講師で招いて開催した指導員研修会により改めて周知徹底を図った。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○交差点等の通過時において、歩行者等の優先及び事故発生状況並びに事故の特徴について、指導者用、乗務員用に資料を作成し、各社へ配布・ホームページの掲載を行い事故防止対策の周知徹底を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○講習会及び小グループによるドライブレコーダー映像を活用した事故の状況及び特徴について意見交換等により危険予知訓練を実施した。(個人タクシー)	○会員各社に向けて、乗務員教育にて日々徹底をしてもらうよう周知するとともに、横断歩道及びその付近の歩行者や自転車の有無の確認及び行動注視を確実にし、歩行者及び自転車等の交通弱者保護の徹底を図る。 また、KYT教材を提供していくことによる危険予知訓練、AI機能付きドライブレコーダーの装着による運転者の特性を生かした危険予知教育の推進を進めていく。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)
○運行管理者等による同乗指導。長年にわたる「慣れと負の学習」の運転の是正指導	○	○	○各社運行管理者に向けて、乗務員への指導徹底を図るよう周知し、乗務員教育(現任教育も含む)における定期的な同乗指導の実施を行う。(法人タクシー)	○本年度において、特に同乗指導についての情報発信はしていない。なお、会員各社においては実施しているものと思料。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○各社の運行管理者等に対し、安全指導の充実を図るため、各支部において研修会を開催し安全指導の徹底を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○会員各社に向けて、乗務員への指導徹底を図るよう周知し、乗務員教育(現任教育も含む)における定期的な同乗指導の実施を行う。(法人タクシー)
○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行	○	○	○例年都内無線局の協力で秋から冬にかけて3ヶ月間、乗務員へ無線による呼び掛け活動をしており、引き続き活動を進めていくとともに、一般車両よりも早い一斉点灯開始時間を設定し、周知すると共に無線基地局から一斉指令を行い、確実な実施に努める。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底を図る。(法人タクシー) ○薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する。(個人タクシー)	○早めのライト点灯とこまめなライト上向きについて、全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期に周知徹底した。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して今回も、2021年11月より2022年1月末までの3ヶ月間、都内各無線基地局の協力で、乗務員に対する無線による呼び掛け活動を実施した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○ポスター、リーフレットを作成し「早めのライト点灯、ハイビーム」の啓発を行った。(個人タクシー)	○例年、都内無線局の協力で秋から冬にかけて3ヶ月間、乗務員へ無線による呼び掛け活動をしており、引き続き活動を進めていくとともに、点灯開始時間を設定し周知を図るとともに、無線基地局から点灯するよう一斉指令を行い、確実な実施に努める。特に、全国交通安全運動や輸送安全総点検等の時期を踏まえた周知徹底を図る。(法人タクシー) ○薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発する。(個人タクシー)

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
○全国交通安全運動期間及び年末年始等における街頭指導の実施		○	○各運輸支局立会いの下、春秋の全国交通安全運動期間中及び年末におけるシートベルトの着用調査及び安全運転啓発活動を継続実施するほか、タクシーの日や年末の繁忙期を捉えた街頭指導の継続実施に努める。(法人タクシー)	○例年は全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期を捉え、シートベルトの着用確認及び安全運転啓発活動等を実施しているが、コロナ禍により街頭指導については、各支部の状況に委ねた。ただし、輸送安全総点検時に実施している神奈川運輸支局長による街頭査察は実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年4月、9月及び12月に東京運輸支局立ち合いのもと、シートベルト着用調査及び乗務員への交通事故防止呼び掛け活動を実施し、今後も継続実施に努める。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○春秋の全国交通安全運動期間中及び年末におけるシートベルトの着用調査及び安全運転啓発活動を継続実施するほか、タクシーの日や年末の繁忙期を捉えた街頭指導の継続実施に努める。(法人タクシー)
○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」(事業者大会決議)による交通安全意識等の定着・向上		○	○日々交通安全を意識した走行を乗務員へ心がけるよう各社へ引き続き周知するとともに、大会決議の周知と協会を挙げた共通認識の醸成を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において策定された「事故削減等に向けて取り組む重点項目」の周知徹底を図る。(個人タクシー)	○輸送の安全確保は、業界の最優先課題であることから、全国交通安全運動及び輸送安全総点検など様々な機会を捉えて周知してきた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年8月に「夏季の交通事故防止0運動」の実施等関係行事を通じ、乗務員への交通安全意識の向上と、会員各社の事故防止への取組促進を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○安全対策推進会議において「事故削減等に向けて取り組む重点項目」を定め文書及び会員専用HPIにて周知徹底を図った。(個人タクシー)	○交通安全を意識した走行を乗務員へ心がけるよう会員各社へ引き続き周知するとともに、大会決議の周知と協会を挙げた共通認識の醸成を図る。(法人タクシー) ○安全対策推進会議において策定された「事故削減等に向けて取り組む重点項目」の周知徹底を図る。(個人タクシー)
○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進		○	○春と秋の交通安全運動を捉えた事故防止責任者講習会を開催し、安全運転管理者等に新任乗務員に対する指導要領を教養し、新任乗務員の交通事故防止と職場定着率の向上を図り、外部機関等を活用した初任運転者教育の充実させる。(法人タクシー)	○協会としての新任乗務員に対する講習等の実績はない。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年3月と9月に開催の事故防止責任者講習会を通じ、管理者及び新任乗務員への交通事故防止への意識向上を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○春と秋の交通安全運動を捉えた事故防止責任者講習会を開催し、安全運転管理者等に新任乗務員に対する指導要領を教養し、新任乗務員の交通事故防止と職場定着率の向上を図り、外部機関等を活用した初任運転者教育を充実させる。(法人タクシー)
○すべての座席でシートベルト着用の徹底		○	○例年春・秋・年末にハイタク関係3団体による乗務員へ交通事故防止の呼び掛けを含めた街頭指導を実施しており、引き続きの実施と各社への実施結果を周知する。また、後部座席タブレットによるアナウンスの実施する。(法人タクシー) ○事故の被害軽減や車内事故防止のため、シートベルト着用ステッカーの貼付などにおいて利用者の理解を求める。(個人タクシー)	○全国交通安全運動及び輸送安全総点検時期を捉えた街頭指導によるシートベルトの着用の指導及び会員各社による個別指導を実施。後部座席のシートベルト着用については、後部座席タブレット等により注意喚起。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年4月、9月及び12月に東京運輸支局立ち合いのもと、シートベルト着用調査及び乗務員への交通事故防止呼び掛け活動を実施し、結果を会員各社へ周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○乗車時の声掛け及びステッカーの貼付により乗客へシートベルト着用の周知を図った。(個人タクシー)	○例年春・秋・年末にハイタク関係3団体による乗務員へ交通事故防止の呼び掛けを含めた街頭指導を実施しており、引き続きの実施と各社への実施結果を周知する。また、後部座席タブレットによるアナウンスを実施する。(法人タクシー) ○事故の被害軽減や車内事故防止のため、シートベルト着用ステッカーの貼付などにおいて利用者の理解を求める。(個人タクシー)
○ポスター、機関誌等による広報、啓発		○	○協会等作成のポスター等を営業所内の目につく場所に貼付するほか、協会発出の通達の内容を確実に個々の乗務員に周知する。また、特徴的な事故案件等の定期的な広報を行う。(法人タクシー) ○事故削減目標を達成するため、統一したスローガンを掲げ責任ある活動を展開する。この為、両交通共済及び各団体に対する広報(ポスター配付)と全事業者に対するリーフレットの配付を行い、周知徹底を図る。(個人タクシー)	○ポスター等の作成はしていないが、社会的に影響のある事故等が発生した際には、会長及び交通指導事故防止委員長名で事故案件を会員各社に周知するとともに、乗務員に注意喚起を行った。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○東京都及び国土交通省からのPRポスターによる会員への周知を図るとともに、協会より交通事故防止関係の通達文書について各社への確実な周知を図った。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○関東支部、両交通共済連名による統一スローガンを記載したポスター、リーフレットを作成し周知徹底を図った。(個人タクシー)	○協会等作成のポスター等を営業所内の目につく場所に貼付するほか、協会発出の通達の内容を確実に個々の乗務員に周知する。また、特徴的な事故案件等の定期的な広報を行う。(法人タクシー) ○事故削減目標を達成するため、統一したスローガンを掲げ責任ある活動を展開する。この為、両交通共済及び各団体に対する広報(ポスター配付)と全事業者に対するリーフレットの配付を行い、周知徹底を図る。(個人タクシー)
【ドラッグ業界】					
○車籍別、発地域別、車両区別、道路区別等詳細に交通事故実態を分析・把握するとともに、交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識の高揚を図る		○	○全ト協取り纏め車籍別分析データに基づき、事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発出し再発防止を図る。	○全ト協取り纏め車籍別分析データに基づき、事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発出し再発防止を図る。	○全ト協取り纏め車籍別分析データに基づき、事故防止セミナーを開催し、交通事故防止の意識の高揚を図る。また、引き続き都内で発生した死亡事故について即時、事故速報を発出し再発防止を図る。
○先進安全自動車(ASV)の普及と併せ、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進		○	○安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入醸成の実施。	○安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入助成を実施した。	○安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器導入助成を引き続き実施する。なお今年度からアルコールインターロック装置については、東ト協においても助成する。

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(2)健康に起因する事故の増加への対応	○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	○		○各種講習会等において、脳血管疾患、心臓疾患、大血管疾患などのガイドラインの周知を図り、原因や予防策のほか、運行中の身体に体調変化があった際の運行中止について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、SASマニュアルや心疾患・大血管疾患、脳血管疾患ガイドラインを周知し、早期発見を目的としたスクリーニング検査や自覚症状等の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン(SAS、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患)の周知	○	○各種講習会等において健康起因による事故や健康起因事故のメカニズムを説明するとともに、各種ガイドラインについて周知を図る。(関東運輸局)【講習会実施回数】	○交通安全運動期間や年末年始の輸送等に関する安全総点検期間において、運送事業者に対し、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等に基づき、運転者の健康状態の確実な把握及び健康上の要注者への必要な措置を行うよう通知した。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、視野障害に関連する運転リスク及び眼科検診や治療の必要性等をまとめた「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨(※再掲)	○		○令和3年度の健康起因による事例の公表は103件 ○個人タクシー運転者に対し、運行管理の徹底、特に健康管理について、事故事例を示しつつ、脳や心臓などの疾患の初期症状や予防法を説明し、日頃からの健康管理や運行中に身体に異常があった際の措置などについて5回(約500名)講習を行った。 ○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査の有効性について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA)	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局)
	○運行管理者講習等で健康起因事故防止を啓発	○	○健康起因による事故事例を定期的に公表し、各運送事業者における事故防止の取組への活用及び安全意識の醸成を図る。(関東運輸局) ○各種講習会等において、健康起因に係る事故の統計結果等について説明するとともに、健康診断結果に基づく指導方法や国土交通省が推奨するスクリーニング検査について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、診断結果を用いて、日々の指導に活用するよう周知を図った。(関東運輸局) ○メールマガジンの発信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診促進を図っている。ナスバネット(インターネット適性診断システム)の契約事業者は、自社において24時間いつでも適性診断ができること、過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止により一層効果があること等の情報提供を行い、契約事業者の利用促進を図ることで、より多くの人に一般診断を受診いただき、自分の疲労蓄積を確認いただいている。(NASVA)	○前年度の取組のほか貸出機器の周知等も行い、適性診断(一般診断)の新規及び定期受診の促進を図ることで、より多くの方に適性診断(一般診断)を受診いただき、自分の疲労蓄積を確認いただいている。(NASVA)
	○適性診断(一般診断)により、自分の疲労蓄積を確認	○	○運転者に対する一般診断の結果に基づいた指導の実施について、各種講習会等で周知を図る。(関東運輸局) ○適性診断受診促進を行う。(NASVA)	○各種講習会等において、適性診断の受診促進を図った。 ○健康診断の受診を徹底した。 ○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進する。そのために、各地方バス協会は交付金を活用し助成に努めた。 ○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進した。 ○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進した。 ○ドライバー異常時対応システムの導入促進した。 ○個別の運行判断の指針の整理には至らなかった。	○運転者に対する一般診断の結果に基づいた指導の実施について、各種講習会等で周知を図る。(関東運輸局) ○前年度の取組のほか貸出機器の周知等も行い、適性診断(一般診断)の新規及び定期受診の促進を図ることで、より多くの方に適性診断(一般診断)を受診いただき、自分の疲労蓄積を確認いただいている。(NASVA)
【バス業界】					
○健康管理マニュアル、自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン、心臓疾患・大血管疾患対策ガイドラインの活用を推奨	○	○	○東京バス協会の「健康管理ハンドブック」の活用する。	○東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」及び「同増補版」並びに「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン改訂版ハンドブック」を活用した。	○東京バス協会作成の「健康管理ハンドブック」を活用する。
○健康診断の受診を徹底	○	○	○健康診断の受診を徹底する。	○健康診断の受診を徹底した。	○健康診断の受診を徹底する。
○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進	○	○	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進する。そのために、各地方バス協会は交付金を活用し助成に努める。	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進する。そのために、各地方バス協会は交付金を活用し助成に努めた。	○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進する。そのために、各地方バス協会は交付金を活用し助成に努める。
○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進	○	○	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進する。	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進した。	○運転者個々の健康状態を考慮した点呼を推進する。
○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進	○	○	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進する。	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進した。	○確実な点呼等により睡眠不足のチェック、過労運転の防止を促進する。
○ドライバー異常時対応システムの導入促進	○	○	○ドライバー異常時対応システムの導入促進する。	○ドライバー異常時対応システムの導入促進した。	○ドライバー異常時対応システムの導入促進する。
○個別の運行判断の指針の整理	○	○	○個別の運行判断の指針の整理をする。	○個別の運行判断の指針の整理には至らなかった。	○個別の運行判断の指針の整理をする。
【タクシー業界】					
○「事業用自動車の運転者に関する健康管理マニュアル」、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を活用した健康起因事故防止の推進	○	○	○国交省のモデル事業への協力や、マニュアル及びガイドラインについて理解を図るため、引き続き各社へ周知する。各マニュアルに示された日頃の健康状態のチェックすると共に健康起因事故を惹起する可能性の高い基礎疾患保有者を抽出して個々の乗務員の健康状態を管理し、健康起因事故防止の徹底を図る。(法人タクシー)	○各種マニュアル及びガイドライン等の会員各社あてに周知を徹底するとともに、指導員研修会に運転従事者脳MRI健診支援機構の講師を招き、健康起因事故の撲滅に向けた脳MRI健診の重要性について講演会を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年に発生の健康起因によるタクシー関与の交通死亡事故情報について会員各社へ提供し、管理者が日頃からの乗務員に対する健康状態の把握に努め、指導教育するよう周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○講習会等において、各種マニュアル及びガイドラインについて周知を図り、健康管理の重要性を引き続き各社へ周知する。また日頃の健康状態のチェックが重要であることを理解させると共に、健康起因事故を惹起する可能性の高い基礎疾患保有者を抽出して個々の乗務員の健康状態を管理し、健康起因事故防止の徹底を図る。(法人タクシー)
○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施	○	○	○経過観察と医師による継続診察状況を把握し、異常所見が認められた場合は、精密検査の受診を強く促し、健康診断有所見者に対するフォローアップの実施の周知徹底する。(法人タクシー) ○団体において、健康診断の受診を徹底し、再診・再検等の未受診者に対して、個別指導を行う。(個人タクシー)	○健康診断有所見者については、会員各社において適切なフォローアップを徹底するよう周知。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○各社へ乗務員への脳健診に関する取り組み現状についてアンケート調査を実施し、状況を把握するとともに、2021年12月に当協会交通事故防止委員会が、全国健康保険協会東京支部より健康管理の現状と最近の取り組みについて説明会を開催し、現状把握に努めた。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○健康診断の受診の徹底を図るとともに診断結果を活用し指導を行うとともに健康起因に関する研修会を実施した。(個人タクシー)	○経過観察と医師による継続診察状況を把握し、異常所見が認められた場合は、精密検査の受診を強く促し、健康診断有所見者に対するフォローアップの実施を周知徹底する。(法人タクシー) ○団体において、健康診断の受診を徹底し、再診・再検等の未受診者に対して、個別指導を行う。(個人タクシー)
○SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンを実施し、睡眠時無呼吸症候群による事故の未然防止を推進	○	○	○出庫時に前日の睡眠状況を聴取するほか、帰庫時に休憩時の睡眠や運転中の睡魔等の有無を聴取し、SASの兆候のある乗務員に対しては、医師の診察を受けさせるよう各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○SAS(睡眠時無呼吸症候群)に代表される睡眠障害等や脳・心臓・消化器系疾患の主要疾病に関するスクリーニング検査を推奨するとともに、その結果把握に努め、一定の病気等に関する所見が認められた場合には、医師の診断・検査を受けさせ健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。(個人タクシー)	○点呼時の睡眠状況等の聴取の徹底を周知するとともに、SASスクリーニング検査受検情報を会員各社に周知し受検推進に努めた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会のSASスクリーニング検査の受検推進キャンペーン実施に伴い、会員各社へ受検促進の周知をした。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○研修会等においてSASの症状等に説明を行い症状に当てはまる者は睡眠外来の受診を促している。(個人タクシー)	○出庫時に前日の睡眠状況を聴取するほか、帰庫時に休憩時の睡眠や運転中の睡魔等の有無を聴取し、SASの兆候のある乗務員に対しては、医師の診察を受けさせるよう各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○SAS(睡眠時無呼吸症候群)に代表される睡眠障害等や脳・心臓・消化器系疾患の主要疾病に関するスクリーニング検査を推奨するとともに、その結果把握に努め、一定の病気等に関する所見が認められた場合には、医師の診断・検査を受けさせ健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。(個人タクシー)
○健康管理等の徹底(心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェック等含む)	○	○	○管理職による個別面談を実施し、家族関係、金銭問題等の日常生活における悩みも把握し、生活支援をするほか、必要な場合は専門家の心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェックを受けさせるなど各社へ引き続き周知する。(法人タクシー)	○国交省作成の「健康管理マニュアル」を周知するとともに、健康管理等の向上による事故防止セミナーの周知と積極的な参加の要請。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して管理者への周知に努める。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○管理職による個別面談を実施し、家族関係、金銭問題等の日常生活における悩みも把握し、生活支援をするほか、必要な場合は専門家の心の健康管理・カウンセリング・ストレスチェックを受けさせるなど各社へ引き続き周知する。(法人タクシー) ○新たに視野障害による運転の危険性を周知し、眼科検診の実施を奨励する。(東京ハイヤー・タクシー協会)

取り組むべき課題	施策	行事利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
				【トラック業界】	
	○「過労死等防止計画」に基づき、長時間労働対策など8項目の重点対策及び緊急対策である健康診断結果のフォローアップの重要性などの周知を図るため、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを全国展開するとともに、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施	○	○健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。	○健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施した。	○引き続き、健康起因事故防止セミナー、定期健康診断の有効活用と睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナーを開催するとともに、健康診断助成、脳MRIスクリーニング検査助成、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成、血圧計の導入助成を実施する。
(3)大型車の点検整備の実施の推進				【関東運輸局：NASVA】	
	○大型車の車輪脱落事故や車両火災に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動等により啓発	○	○大型車の車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を強力に促進する。 新・ISO方式ホイールの場合、大型車の車輪脱落事故防止の原因がタイヤ交換作業後の増し締め不足(未実施)によるものが散見されるため、整備事業者及び車両使用者(整備管理者)への増し締め実施の重要性について周知を徹底する。また、適切な整備作業(ホイールナット締め付け時のトルク管理の重要性)についても周知を図る。 車両火災事故については、日常点検の適切な実施により発見できる要因のものも多くあるため、車両使用者(整備管理者)に対し日常点検の重要性を周知を図る。	○大型車の車輪脱落事故を防止するため、自動車点検整備推進運動や整備主任者研修、自動車検査員研修、指定整備事業者講習及び整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行った。 ○令和3年11月に群馬県沼田市で行われた街頭検査時に、大型車に対しトルクレンチを用いてホイールナットの締め付け状態を確認し、運転者に対し啓発活動を行った。 ○車両火災事故を防止するため、自動車使用者に対し自動車点検整備推進運動等を通じて啓発活動に努めた。 ○年末年始の輸送等に関する安全総点検において、日常点検時にホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等の確認のほか、冬用タイヤへの交換作業を実施後、50km～100km走行後に増し締めの実施をするよう通知した。	○車輪脱落事故防止については、自動車点検整備推進運動や各種講習会のほか街頭検査など、あらゆる機会を捉え啓発活動を継続する他、降雪地域(群馬県、栃木県等)において、夏タイヤから冬タイヤ(冬タイヤから夏タイヤ)の履き替え時期を捉え、街頭検査時にトルクレンチを活用し事業用、自家用問わず大型車の運転者に対し啓発活動を行う。(関東運輸局) ○自動車教習所における教習所副管理者を対象にした講習会に支局職員が講師として参加し、本内容について周知を行う。(関東運輸局) ○車両火災事故防止については、前年に引き続き車両使用者への日常点検の重要性を啓発するとともに、適切な整備作業の重要性を整備主任者研修、自動車検査員研修、指定自動車整備事業者講習などで啓発を続けるとともに、技術課と連携し、車両火災事故の原因が整備作業に起因する可能性がある場合は積極的に見分に参加し、整備事業者への監査等を行うことにより適切な整備作業を実施し同種事故を防ぐよう指導する。(関東運輸局) ○各講習会等において令和4年2月18日に公表した「大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！」の周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、発生状況を踏まえた対策の検討	○	○大型車の車輪脱落事故等社会的影響の大きな車両故障事故に対する要因分析調査の実施及びホームページへの公表を行い、同種事故の再発防止に活用する。	○自動車技術安全部内各課と連携し警察等の行う車輪脱落事故の見分への参加を行い、また、車輪脱落事故を惹起した事業者への調査書提出指示と当該調査結果に基づいた再発防止に係る指導と車輪脱落事故防止に関するリーフレットの配布を行った。	○本省主催の「大型車の車輪脱落事故防止対策に掛かる調査・分析検討会」での事故要因のさらなる調査・分析等の結果を整備管理者研修等で周知する。 ○2021年度と同様に各課と連携を図りながら、事故発生要因の調査を実施し同種事故の再発防止に活用出来るように周知を行っていく。
				【バス業界】	
	○バス車両の点検整備を確実に行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発	○	○バス車両の点検整備を確実に行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発する。	○バス車両の点検整備を確実に行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発を図った。	○バス車両の点検整備を確実に行うことにより、車両故障、車両火災、車輪脱落事故によるバス運行への影響を排除し、安全運行を徹底するよう啓発する。
				【トラック業界】	
	○車輪脱落事故防止の観点から、時間的余裕を持った計画的なタイヤ交換作業と併せ、国土交通省が作成した「タイヤ交換作業管理表」に沿った適正な作業を周知徹底	○	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図った。	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。
	○関係業界団体等と連携し、車輪脱落事故を防ぐ4つのルールなどの啓発活動等を通じ、増し締めの徹底や日常点検の励行などを啓発	○	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図った。	○運輸安全委員会、整備管理者研修や各支部における運転者講習会等において、周知徹底を図る。
	○トレーラー火災の未然防止を図るため、トレーラーの適正な使用等に係る研修を実施し、日常点検及び定期点検整備の重要性について啓発	○	○トレーラー火災に関する車工会によるセミナーを開催。また、関係専門部会において、火災警報装置装着の推進を図る。	○トレーラー火災に関する自工会によるセミナーを開催した。	○トレーラー火災に関する車工会によるセミナーを開催。また、関係専門部会において、火災警報装置装着の推進を図る。

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】	
(4) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化	○事業者による安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の評価内容の充実・改善や、事業者に対する制度の普及・啓発(セミナー等)を促進。特に、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価については、すべての貸切バス事業者に対する評価を実施を令和3年度末までに終了させるとともに、令和4年度からは下記の優先付けのもと計画的な評価を着実に実施	○	○安全管理規程届出義務事業者の拡大に伴い、新たに評価対象となった事業者への運輸安全マネジメント評価を進めていくとともに、新たに防災の視点を加えた運輸安全マネジメント評価を実施。また、貸切バス全事業者へ運輸安全マネジメント評価を一巡実施するとともに、新規許可を受けた貸切バス事業者に対しても安全管理体制の適切な構築を図るため、優先的に運輸安全マネジメント評価を実施する。そのほか、一定規模(50両)以上の貸切バス事業者については、安全性向上を図るため随時評価を実施する。(関東運輸局)	○保有車両数50両未満の中小貸切バス事業者(令和3年度末までに評価実施すべき事業者に限る)を対象とした運輸安全マネジメント評価は全て完了。本年度の評価においては防災視点を加えて実施。(関東運輸局)	○貸切バス全事業者(令和3年度末までに評価実施すべき事業者に限る)への運輸安全マネジメント評価が完了したことから、新規許可を受けた貸切バス事業者のうち評価未実施の事業者に対して安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸安全マネジメントを実施する。また、一定規模事(50両)以上の貸切バス事業者については、安全性向上を図るため随時評価を実施する。(関東運輸局)	
			1. 新規許可を受けた貸切バス事業者			
			2. 一定規模(50両)以上の貸切バス事業者			
	3. その他評価の実施が必要と認められる貸切バス事業者					
	○運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを本省と開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーを開催し、業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発する。なお、令和3年度については、コロナ禍の影響により中止する。(関東運輸局)(NASVA)	○今年度は運輸局で主催する運輸安全マネジメントセミナーの開催ができなかったものの、運輸防災セミナー&ワークショップにて運輸防災マネジメントの普及・啓発ができたため、防災に特化した体制の構築ができたものとする。(関東運輸局)(NASVA)	○全国の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメントセミナーの開催をコロナの感染状況を踏まえ本省と本部とで検討している。開催した際は業態毎の事故防止対策を情報提供するとともに運輸安全マネジメント制度を普及・啓発する。(関東運輸局)(NASVA)	
	○貸切バス事業の更新制導入に伴い、事業者の安全管理体制の構築状況を確認し、更なる安全確保を目的に運輸安全マネジメント評価を実施	○	○第三者機関による運輸安全マネジメント評価の積極的な活用により、運輸安全マネジメントの趣旨の徹底と輸送の安全確保を図る。(関東運輸局) ○貸切バス事業の更新制導入による、安全マネジメント評価実施に向けた取組の啓蒙と安全マネジメント評価を行う。(NASVA)	○平成29年度に導入した貸切バス事業の更新制度は令和3年度末までに全ての既存事業者の更新申請が一巡。令和4年度以降の貸切バスの更新制度においては、事業者の行政処分履歴によっては「運輸安全マネジメント評価」が必須とされた。このため、更新申請における第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施について周知。(関東運輸局) ○貸切バス事業者に安全マネジメント評価を実施するとともに、評価実施に向けた取組の啓蒙に努めた。(NASVA)	○引き続き、第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施について、対象となる更新許可申請を行う事業者への周知、並びにHP等での周知を実施する。(関東運輸局) ○貸切バス事業の更新制導入による、安全マネジメント評価実施に向けた取組の啓蒙と安全マネジメント評価を行う。(NASVA)	
	○国土交通省が認定する認定セミナー制度を活用して運輸安全マネジメント制度を普及・啓発	○	○認定セミナーの定期的な開催に務め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発に務める。(NASVA)	○本年度各セミナー(安全マネジメント・内部監査・リスク管理・防災マネジメント)の増回し、運輸安全マネジメント制度の普及に努めた。(NASVA)	○認定セミナーの定期的な開催に務め、運輸安全マネジメント制度の普及啓発を行う。(NASVA)	
	【バス業界】					
	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施	○	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施する。	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施した。	○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施する。	
	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進	○	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進する。	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進した。	○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業者への巡回指導を徹底し、適正化を推進する。	
○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施	○	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施する。	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施した。	○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施する。		
【タクシー業界】						
○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の醸成及び安全対策の徹底	○	○国土交通省の運輸安全マネジメント制度の趣旨及び各社安全対策の徹底について引き続き各社へ周知するとともに、経営トップと現場職員が意思の疎通をしっかりと図り、交通事故防止に関する共通認識を持ち、安全運転に取り組む職場環境を醸成する。(法人タクシー) ○協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取り組み、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。(個人タクシー)	○運輸安全マネジメントの実施に係る通達等を会員各社に周知することにより、改めて運輸安全マネジメント制度の趣旨等の徹底を図った。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○輸送等の安全総点検時期などに、改めて会員各社への周知に努めた。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○輸送の安全確保及び関係法令遵守を所属・構成団体を通じて周知を図った。(個人タクシー)	○国土交通省の運輸安全マネジメント制度の趣旨及び各社安全対策の徹底について、引き続き会員各社へ周知するとともに、経営トップと現場職員が意思の疎通をしっかりと図り、交通事故防止に関する共通認識を持ち、安全運転に取り組む職場環境を醸成する。(法人タクシー) ○協同組合団体等は、その団体長等トップリーダーの主導のもと、会員事業者に対し、事故削減に向けた事故防止策等を継続的に取り組み、輸送の安全確保が第一であることを浸透させ、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう周知徹底を図る。(個人タクシー)		
○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進	○	○行政(運輸・警察等)、民間機関等による中小事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの受講や交通安全講習会に積極的に参加し、交通事故防止に関する共通問題を理解し、官民一体となった交通事故防止対策に積極的な取組み実施を各社へ周知する。また、例年協会開催の「事故防止責任者講習会」の出欠状況を把握し、欠席会社への積極的な参加を呼び掛ける。(法人タクシー)	○安全意識の醸成を目的に運輸安全マネジメントセミナー等への積極的な参加を呼び掛けた。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年3月と9月に開催の事故防止責任者講習会の出欠状況の確認に伴い、最近欠席が続いている各社へ電話等による積極的な参加を呼び掛けた。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○行政(運輸・警察等)、民間機関等による中小事業者に対する運輸安全マネジメントセミナーの受講や交通安全講習会に積極的に参加し、交通事故防止に関する共通問題を理解し、官民一体となった交通事故防止対策に積極的な取組み実施を会員各社へ周知する。また、例年協会開催の「事故防止責任者講習会」の出欠状況を把握し、欠席会社への積極的な参加を呼び掛ける。(法人タクシー)		
【トラック業界】						
○運輸安全マネジメント評価制度見直し(最低車両台数の範囲拡大)について周知するとともに、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進	○	○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図る。	○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図った。	○最低車両台数の周知とともに、運輸安全マネジメントセミナーの積極的な受講の周知を図る。		

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
(5) 監査のあり方	○ICTを活用した監査事務の効率化	○	○タブレット等の導入により、監査における調査の電子化や各種規程の確認を迅速化することで、監査事務の効率化を図る。	○街頭監査や調査等において試行的にタブレット等を使用し、効率化を図る上での問題点の抽出や運用における必要事項等の洗い出しを行った。	○監査業務の効率化にあたり、前年度の監査等で判明した問題点や必要事項等について分析し措置するとともに、呼出による監査や一部の臨店による監査等、タブレット等を使用して実施する監査の対象範囲を拡大する。
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	○	○下限割れ運賃による運行など、処分基準が強化された法令違反について悪質な事業者への重点的な監査により洗い出し、貸切バスの安全性を確保していく。	○新型コロナウイルス感染状況が比較的落ち着いていた、秋の行楽シーズンから冬のスキーシーズン前までの期間において、運賃・料金の収受状況、指導監督の実施状況等を重点項目とした一般監査を実施した。また、当該ウィルスの感染状況を踏まえつつ、観光地等へ向かう利用客を乗せた貸切バスの運行状況を把握し、これらのバスが利用する駐車場等における街頭監査を実施した。	○新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた貸切バス事業者の稼働状況を踏まえつつ、効果的な時期・方法による一般監査及び街頭監査等を実施していく。
	○過去の行政処分歴や重大事故を引き起こしたことを踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	○	○過去の処分歴や重大事故の他、事業者に関する情報を積極的に収集し、継続監視リストをより精度の高いものとすることで、効果的な監査を実施していく。	○新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バスの運行は大きく減少したため、事業者に関する情報も同様に減少したが、そのなかにおいて入手出来た情報について、必要に応じた調査等を行うなどして、リストの精度向上を図った。	○前年度の監査において把握した情報や、適正化実施機関における巡回指導の実施結果等により、事業者に関する情報を適切に管理し、効果的な監査を実施する。
	○貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	○	○適切に事業が遂行されている事業者については、適正化実施機関の巡回指導の対象として継続的な法令遵守を維持しつつ、国による監査は、法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。	○実施すべき全ての貸切バス事業者に対し、悪質な事業者等に重点化した国の監査または、適正化実施機関による巡回指導のいずれかを実施した。	○前年度に引き続き、適切に事業が遂行されている事業者については、適正化実施機関の巡回指導の対象として継続的な法令遵守を維持しつつ、国による監査は、法令違反を行う悪質な事業者等に重点化し、監査の実効性を高めていく。
	○法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導の総合評価がE評価又はD評価の事業所に重点をおいた巡回指導を実施するとともに、その結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う	○	○適正化実施機関による巡回指導を通じ、運輸支局に対し適正化情報システムによる迅速な情報提供を行う。	○適正化実施機関による巡回指導を通じ、運輸支局に対し適正化情報システムにより、迅速な情報の共有を行った。	○適正化実施機関による巡回指導を通じ、運輸支局に対し適正化情報システムにより、迅速な情報共有を行う。
(6) 初任、経験不足運転者への適切な指導監督	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	○	○運転者に対する指導監督の告示に基づいた指導の確実な実施について、事故調査時や各種講習会等を通じて周知を図る。(関東運輸局) ○指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底を啓発する。(NASVA)	○各種講習会等において、各業態毎取りまとめた「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を周知し、適性診断に基づく指導のほか、添乗指導結果やドライブレコーダー映像を活用した指導について講義を行った。(関東運輸局) ○指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底について講義を行った。(NASVA)	○各種講習会等において、業態毎取りまとめた「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を周知する。(関東運輸局) ○指導講習等を通じて、運転者に対する指導監督の徹底を啓発する。(NASVA)
	○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	○	○各種講習会等において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)	○各種講習会等において、ドライブレコーダーの映像を活用した運転者教育を推奨するとともに「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の活用について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA)	各種講習会等において、「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」を活用した運転者教育の実施について周知を図る。(関東運輸局)(NASVA)
	○適性診断受診の徹底と活用促進	○	各種講習会等において、運転者の運転特性に応じた安全運転指導方法について周知を図る。(関東運輸局) 適性診断受診の推進と診断結果の活用について講座を行う。(NASVA)	○各種講習会等において、診断結果を用いて、日々の指導に活用するよう周知を図った。(関東運輸局) ○関東地区バス保安対策協議会委員総会において、適性診断結果等の運転者の運転特性に応じた安全運転指導方法について、管内のバス事業者に講義を行った。(関東運輸局) ○運行管理者向けの「適性診断活用講座」を実施。また、指導講習において適性診断結果に基づく適切な助言・指導方法に関する「運転者の運転適性に応じた安全運転指導」等を掲載し、講習で周知している。 メールマガジンの発信、利用促進チラシの配布等により適性診断の受診促進を図っている。 ナスバネット(インターネット適性診断システム)の契約事業者は、自社において24時間いつでも適性診断ができること、過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止により一層効果があること等の情報提供を行い、契約事業者の利用促進を図ることで、より多くの人に一般診断を受診いただき、自分の疲労蓄積度を確認いただいている。(NASVA)	○各種講習会等において、運転者の運転特性に応じた安全運転指導方法について周知する。(関東運輸局) ○適性診断受診の推進と診断結果の活用について講座を行う。(NASVA)
	○危険予知トレーニング用視聴覚教材作成による事故防止活動の推進	○	各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(関東運輸局)(NASVA)	○「タクシー事故防止対策検討会」において、オートバイとの出会い頭衝突事故及び右直事故について、タクシー事業者の社内教育の充実のための「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止について」を作成し、公表した。(関東運輸局) ○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法や事故事例研究に基づく要因分析と事故防止対策の検討方法について講義を行った。(関東運輸局)(NASVA)	○機会を捉えて、「オートバイとの出会い頭衝突事故・右直事故の防止に向けて」等、「タクシー事故防止対策検討会」で作成した教育資料を周知する。(関東運輸局) ○各種講習会等において、危険予知トレーニング用視聴覚教材等の活用方法について講義を行う。(NASVA)
	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨	○	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨した。	○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルの活用を推奨する。
○初任運転者等に対する実技訓練の実施の徹底	○	○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底する。	○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底した。	○初任運転者等に対する実技訓練の実施を徹底する。	

取り組むべき課題	施策	行・事・利	【2021年度取り組み内容】	自己評価結果(実績・改善項目・意見等)	【2022年度取り組み予定】
				【タクシー業界】	
○運行管理者等による同乗指導の実施		○	○各社管理者へ引き続き周知するとともに、個癖の修正と初心に帰った安全運転の重要性の再認識を図り、同乗指導の確実な実施を実施する。(法人タクシー)	○本年度において、特に同乗指導についての情報発信はしていない。なお、会員各社においては実施しているものと思料。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して各社管理者への周知に努める。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○会員各社に、運行管理者等の同乗指導の実施を検討させ、不適切な運転操作を行っている運転者に対し、運転操作の指導を行い、安全運転の重要性の再認識を図る。(法人タクシー)
○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施		○	○各社管理者へ引き続き周知するとともに、ヒヤリハット体験を確認するほか、模範的な乗務員による危険運転に対する指導を行う。また、乗務員教育用としてドライブレコーダー映像を協会ホームページに掲載、活用を促進する。また、タクシー事故防止対策検討会が作成したドライバー教育資料を活用した安全教育の実施。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)	○タクシー事故防止対策検討会が実際に発生した事故やヒヤリハット映像を基に作成したドライバー教育資料(DVD)を各支部あて配布し、会員各社の乗務員教育の活用を推進。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○協会ホームページにて掲載の、乗務員教育用ドライブレコーダー映像と資料の活用促進を会員各社へ周知を図った。また、会員各社に対し、ドライブレコーダーの映像を活用した職場教養の重要性を周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○講習会・研修会等においてドライブレコーダー映像によるKYTを実施した。(個人タクシー)	○会員各社に、ドライブレコーダー映像を使用したヒヤリハット体験等の指導を行うことを検討させる。また、乗務員教育用としてドライブレコーダー映像を協会ホームページに掲載するほか、タクシー事故防止対策検討会が作成したドライバー教育資料を活用した安全教育の実施について周知を図る。(法人タクシー) ○各団体において、全事業者を対象として、ドライブレコーダー映像の活用や小グループ等による効果的な危険予知訓練(KYT)を継続的に実施する。(個人タクシー)
○乗務員採用後の社内研修等の充実		○	○各社管理者へ引き続き周知するとともに、運転操作に加え、接客方法、事故時の対応、犯罪被害への対処方法等、日常発生する事象への対処方法を教育するとともに、外部機関を活用した初任運転者教育の充実を図る。(法人タクシー)	○新任乗務員の社内教育については、タクシーセンターによる新任教育に加え、会員各社が法令に基づく内容や個社の特性を生かした教育を実施。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して各社管理者への周知に努める。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○会員各社に、運転操作に加え、接客方法、事故時の対応、犯罪被害への対処方法等、日常発生する事象への対処方法を教育するとともに、外部機関を活用した初任運転者教育の充実を図るよう周知する。(法人タクシー)
○新規事業者講習会の実施		○	○新規事業者座談会等を開催し、安全管理、業務管理、労務管理等、共通する問題点を話し合う場を設定する。また、新規事業者に対し「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を個別に案内する。(法人タクシー) ○新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人タクシー)	○新規事業者の加入はなかった。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○新規会員事業者に対して、継続して「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を周知した。(東京ハイヤー・タクシー協会) ○上半期において297名の新規事業者に対し接客サービス等の講習を実施した。(個人タクシー)	○新規事業者に対し、安全管理や業務管理などを話し合う場を設定する。また、「事故防止責任者講習会」等協会行事への積極的な参加を個別に案内する。(法人タクシー) ○新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施する。(個人タクシー)
				【トラック業界】	
○トラックの初任運転者等について安全運転の実技等を義務化する等、運転者教育の強化を図るために改正された国の指導及び監督指針(国土交通省告示)を踏まえ、全ト協作成の「事業用トラックドライバー研修テキスト」を活用した指導教育について、都道府県トラック協会と連携して実効性のある教育体制の整備を図る		○	○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添ったテキストの作成並びに専門機関の講師を招聘して実施。	○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添った東ト協作成のテキスト並びに専門機関の講師を招聘し、東ト協本部及び多摩支部において18回実施した。	○トラック協会主催の初任運転者講習の実施について、指導監督指針に添ったテキストの作成並びに専門機関の講師を招聘して実施。

6. 道路交通環境の整備					
道路交通環境の整備	【関東運輸局：バス業界】				
○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける		○	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける(バス)	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかけを行った。(バス)	○交差点における事故削減効果の高い交差点改良、立体交差等の交通安全・渋滞対策、近年の自然災害等を踏まえ道路等の防災対策の強化、電柱の地下埋設等の車線拡幅、駅前広場、バスベ이의整備等関係者に働きかける(バス)
バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停の改善		○	○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努める。(バス) ○バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停等、交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む。(関東運輸局)	○管内運輸支局において、バス停留所安全確保対策合同検討会を開催する等関係者間と連携することで、2/10時点で公表した危険なバス停の約13%(ランク別進捗率 Aランク:約40%、Bランク:約12%、Cランク:約8%)を改善。 ○また、本局において、改善対策を検討する際の参考資料として、管内運輸支局から優良改善事例等を収集、とりまとめフィードバック。 ○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努めた。(バス) ○バス停車時に横断歩道に車体が掛かる、あるいは、直前直後に信号機のない横断歩道があるバス停等、交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組んだ。(関東運輸局)(バス)	○行政、道路管理者、交通管理者、事業者の連携で改善に努める。(バス) ○引き続き、管内運輸支局において関係者と連携して改善に取り組むとともに、本局においても、管内運輸支局へ他支局の改善状況の共有や適宜助言する等積極的に協力する。
○環状交差点や歩車分離式信号等、重大事故抑止効果の高い交差点の拡充について関係者に働きかける		○	○道路管理者、警察、地域住民、運送事業者等による協議体に積極的に参加し、道路形状や重大事故抑止効果の高い交差点等交通規制の改良に関し、各都県警察等へ積極的に意見具申する。(法人タクシー)	○神奈川県においては、国交省横浜国道事務所が主催する「神奈川県安全性向上委員会」に参画し、交通事故特性の分析、要対策箇所の選定などについて協議している。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○継続して協議体へ参加し、タクシー業界としての意見具申に努める。(東京ハイヤー・タクシー協会)	○2022年度も引き続き積極的な協議に努める。(関東地区ハイヤー・タクシー協議会) ○2021年取り組み内容を継続実施する。(東京ハイヤー・タクシー協会)
				【トラック業界】	
○渋滞対策・安全対策の推進と平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保のため、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消、高速道路の4車線化の推進等道路ネットワークの整備促進と併せ、交差点における対歩行者等との事故防止効果が高いとされる歩車分離式交差点の拡充について、関係者に働きかける		○	○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望。全ト協に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施。	○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望。全ト協及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施した。	○東京国道事務所東京都移動性向上委員会に参画し、渋滞交差点の解消に努める他、道路利用者会議に対し渋滞交差点の解消、SA・PAや道の駐車場の拡張を要望。全ト協及び東京都に対し、重要物流道路の機能強化と追加指定、ミッシングリンクの解消等の要望活動を実施する。